

## 姫路市サービス等利用計画(案)標準様式

(障害の程度その他心身の状況等に係る)

### 調査記載補助資料

本資料は、もともと、姫路市障害者自立支援法・児童福祉法支給決定基準におけるサービス支給申請者に対する支給決定を行う際に勘案すべき事項を調査するにあたり、調査員が留意すべき点や個々の事例を集約したもので、姫路市サービス等利用計画標準様式中、「障害の程度その他心身の状況等」欄の聴き取り、記載、アセスメントの際の補助資料として用いることを目的として作成したものです。

これら聴き取り方法や事例については、公平かつ正確な判断が行えるよう、適宜改正することを前提としています。

なお、特記事項欄中に参考記載として、障害程度区分認定調査項目のうちのいくつかを記載するようにしていますが、本書ではかなり省略しており、判定基準の詳細は「障害程度区分認定調査員マニュアル」を確認し、本書のみで判断することの無いようにしてください。

2012/08/30  
姫路市障害福祉課

## 本資料について

### 1. 基本的な視点

個人の尊厳への配慮  
説明と同意  
総合的な相談支援

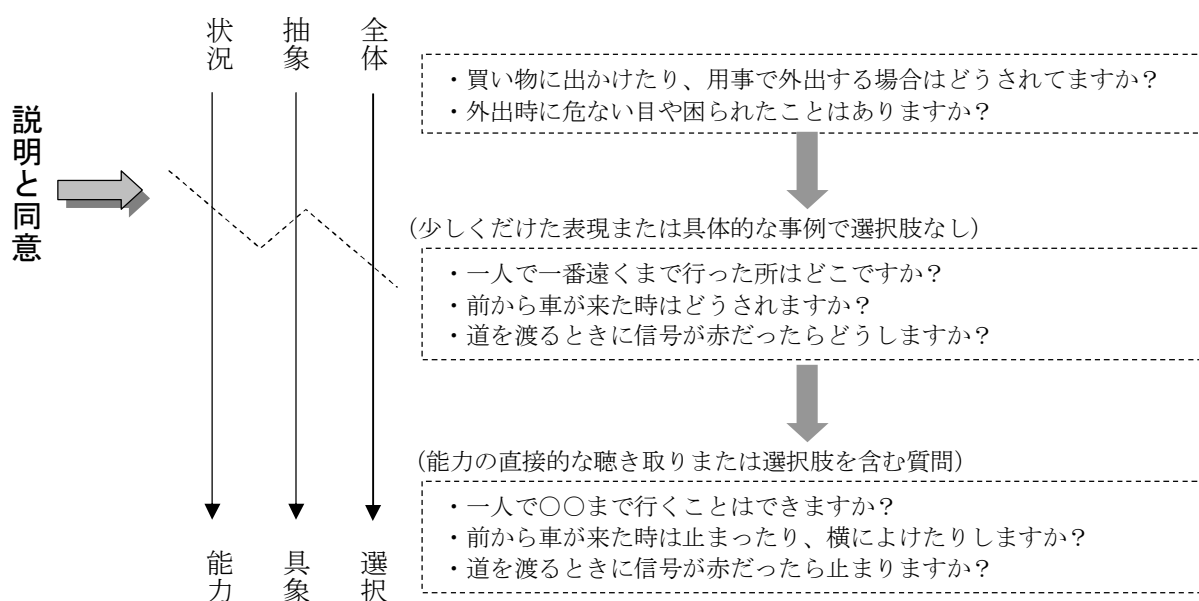
- ・ サービス等利用計画作成に係る項目の聴き取りにあたって留意すべきこととしては、障害者（児）の尊厳に配慮した調査・聴き取りを行うことが重要であると考えられる。
- ・ あらゆる相談過程や行政サービスの支給制度に対する批判の一つに、支給決定に至るまでの（あるいは決定後においても）調査時を含む様々な相談員や行政との関わりの中で、対象者が感じるスティグマ（恥辱）があることはよく知られているところである。
- ・ また、障害福祉サービスにおける支給決定後のサービス利用では、利用者と事業者での情報のやりとりが主となり、行政には「請求書及び明細書」の形で情報提供がなされるが、障害者（児）及び家族の状況及びニーズの変化について、これらの情報（利用実績）から把握することは困難である。
- ・ このため、従来、姫路市における支給の基本原則では、「初期相談重視」を三原則の一つに掲げ、総合的な相談支援を行った上で、支給申請～支給決定を行うこととしていたが、「計画相談支援事業者」が法定化された現在においては、当該事業者がこの役割を担うものである。（初期相談時において全てを把握できることや、市職員訪問調査時においては勘案事項調査のみに特化することを意味する文章ではない）
- ・ むしろ、様々な場面で様々な関係者等が総合的な視点で、障害者（児）と関わることにより、より本質的なニーズを把握できるものと認識し、サービス支給決定に係る勘案事項調査も、サービス等利用計画作成に係る基本情報の聴き取りも、これら「総合的な支援」の一つに位置するものとして、同一の視点、指針をもって取り組むことが重要であることから、サービス等利用計画作成にかかる姫路市標準様式を定めているのである。
- ・ また、総合的な相談支援の観点から、サービス等利用計画作成にあたり、障害者（児）及び家族等の状況を把握し相談を行う中で、障害福祉サービス以外の利用や情報提供を行うケースがあることは十分想定するべきである。
- ・ 一方で、公正公平な視点でサービスの必要度合いを測るために、各項目に関する支援の必要度について、正確な把握を行う必要があり、このため場合によっては各項目に掲げる「行為」等について、より具体的な問いかけを必要とする状況も起こりうると考えられる。しかしながら、問いかけが具体的かつ直線的になればなるほど、先に掲げた対象者がスティグマを感じることを回避することが困難となるなど、究極において両立は難しいのが現状である。
- ・ この一見矛盾する「正確な把握」と「スティグマの回避」を両立させるための努力として、相談対象者への「十分な説明及び聴き取り趣旨等の理解」を得た上で、項目ごとの聴き取り方の工夫を行うことが必要である。

## 2. 聞き方等について

状況から能力へ  
抽象から具象へ

- ・ 障害者（児）の尊厳に配慮することが最も重要であることから、聴き取りの際には「状況」の聴き取りを導入として、個々の行為に関する能力を読み取る方法を基本としている。
- ・ 従って、本資料においては、「〇〇はできますか？」（能力）という表現はできるだけ避け、「〇〇はどうしていますか？」（状況）という表現を主に用いている。
- ・ また、尊厳への配慮という観点から、抽象的な質問や選択肢のない質問を導入部として、より具体的な質問へと深めていく方法を基本としている。
- ・ この方法の欠点として、抽象的な質問が導入部となるため、能力や現状を把握することが困難であったり、回答を得るために著しく時間を要したりする場合がある。
  - 例) 性格的にまわりくどい質問を嫌う場合  
意思疎通に障害を有する場合等で、長文の理解や抽象的な質問の理解が困難な場合
- ・ このような状況にあると判断される場合には、直接的な聴き取りを行う方法へと切り替えることも必要な場合がある。（ただし、単に時間を要するという場合は除く。）
- ・ しかしながら、このような場合であっても、まずは、保護者や家族に対して聴き取りの趣旨を十分に説明した上で、同意が得られるよう努めるとともに、同意の上で聴き取り方法を変更していくことが重要であることは言うまでもない。

(各項目聴き取り時の具体的なプロセス) — 初対面時の自己紹介や全体的な導入部を除く。



### 3. 本書の改定について

- 本資料の改定については、サービス支給決定基準にかかる勘案事項の項目に変更があった場合はもとより、個別性の高い障害者（児）の事例を可能な限り網羅していくことで様式の精度を上げていくために、随時改定することを前提とする。
- 平成24年8月時点での本資料初版は、措置制度下からの障害者やサービス従事者、市職員（ケースワーカー）の意見をふまえて作成した姫路市勘案事項調査マニュアルを基本としているが、
  - ① 聞き方については、基本的なもののみを記載するのみで、先の例示のように、段階別の全ての聞き方を記載できていないこと
  - ② 事例については、今後の相談支援方法の進捗とともに集積されるものであること、等、今後の改定により充実を図るべき箇所を多数残している。
- これらの状況をふまえて、本資料の改定にあたっては、単に市職員の意見だけではなく、幅広い視点を反映させるために、地域自立支援協議会や相談支援事業者連絡会を活用し、障害者（児）や家族、サービス従事者からのご意見についても随時改定の際には網羅していくことを基本とする。
- また、相談支援に携わる者が、状況の聴き取り時にふまえるべき視点を含んだ本資料の改定・充実が障害者（児）の総合的な支援のためにも、不可欠なものである。

# 目 次

<b>I 身体状況</b>	
I-1. 視力-----	1
I-2. 聴力-----	3
I-3. 言語-----	5
I-4. 麻痺-----	7
I-5. 拘縮-----	8
I-6. 欠損-----	9
I-7. 手指の動き-----	10
I-8. その他-----	11
<b>II 日常生活関連動作（身体介護）</b>	
II-1. 寝返り-----	12
II-2. 起き上がり-----	14
II-3. 座位保持-----	16
II-4. 車いす等への移乗-----	18
II-5. 食事行為-----	20
II-6. 衣服着脱-----	22
II-7. 排泄行為-----	24
II-8. 入浴①（準備・後片付け）-----	26
II-9. 入浴②（浴槽の出入り・洗髪・洗身）-----	28
II-10. 整容-----	30
II-11. 移動①（屋内）-----	32
II-12. 移動②（屋外）-----	34
<b>III 日常生活関連動作（家事援助）</b>	
III-1. 調理（後片付けを含む）-----	36
III-2. 洗濯-----	38
III-3. 掃除-----	40
III-4. 整理・整頓-----	42
III-5. 買い物-----	44
III-6. 金銭管理-----	46
III-7. 物の持ち上げ・運搬等-----	48
III-8. 安全確認-----	50
III-9. 服薬管理-----	52
<b>IV 意思疎通手段</b>	
IV-1. 意思の伝達をする-----	54
IV-2. 他者からの意思伝達を理解-----	56
IV-3. 代筆、電話の仲立ち等-----	58
IV-4. 緊急時の対応等-----	60
<b>V 行動障害</b>	
V-1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向-----	62
V-2. 自傷行為-----	64
V-3. 他人・物に対する粗暴な行為-----	66
V-4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動-----	68
V-5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動-----	70
<b>VI その他</b>	
VI-1. 医療処置、受診等（通院を含む）に関する援助-----	72
VI-2. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援-----	74
VI-3. 健康管理-----	76
VI-4. その他特記事項-----	78
<b>VII その他の心身の状況</b>	
VII-1. 既往症・現病歴・受診状況等-----	79
VII-2. その他の心身の状況-----	80

## I（身体状況）

### I－1. 視力

#### 【聞き方等の例】

##### 初対面の段階で相談員の動きをはっきりと目で追えている場合

聴き取り不要（あるいは「物が見えにくくて困るということはありませんか？」等の確認を行う。）

##### 手帳内容で視覚障害の有無が判断できず、初対面の状態で判断に迷う場合

「目はよく見えるほうですか？」

「普段はずっとメガネでお過ごしですか？」（眼鏡等を使用している場合）

「街中でふと見たときに、道路標識や看板の字が見えにくいといったことはありますか？」

「普段の生活で、物が見づらいとか、動いていて何かにぶつかるということがありますか？」

「新聞や本を読むときにメガネを使われますか？」

「新聞や本を読むときに近づけたり遠ざけたりすることはありますか？」

##### 手帳内容で視覚障害者であることがわかる場合及び明らかに視覚障害があると判断できる場合

「私の顔がぼやけたり、欠けたりしているところがありますか？」

「新聞の字だと、どのぐらいまで近づくと見えますか？」

「人や物の動きが分かりますか？」

##### 本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

「本やテレビは離れて見えていますか？」

「見えにくいかな、見えていないかなと思われたことがありますか？それはどんな時ですか？」

「目で人の動きやテレビの画面の移り変わりを追っていますか？」

#### 【判断基準補足】

- ・ 眼鏡をかけていなくて見えにくい場合、眼鏡の使用有無を確認すること。年齢に応じて、老眼鏡の使用の有無も確認のこと。
- ・ 眼鏡を使用して見える場合は、「普通」と判断。
- ・ 現在、視覚障害等の病気治療中のため、矯正視力で判断できない場合は、現在の状態で判断する。
- ・ 知的障害者・障害児等で、眼鏡使用を嫌がり装着しない場合は、現在の状態で判断する。
- ・ 知的障害者・障害児等の場合で、視力検査ができない、したことがないという場合には、本人の目の動きや他者の意見を参考にする必要がある。（この場合、日常生活で不具合が生じているかを聞くこととなる。）
- ・ 知的障害者・障害児等への直接の聴取で「わからない」という答えのときは、本人の目の動き、視線の先、歩行状況等を参考にして判断する。（例：本人が直進歩行のつもりでも斜行している場合、斜視がきつことが予想されるので、状況により「やや悪い」「悪い」となる等）
- ・ 自閉傾向にある場合に、視線が一定している等で判断に迷う際には、家族等の意見を重視すること。

# I (身体状況)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

## 【事例等】

見えない (判断基準 A    3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明るいか暗いかぐらいしか分からない。</li> <li>・ 目の前が真っ白で何も見えない。</li> <li>・ 視野欠損のため針の穴ぐらいしか先が見えない。</li> <li>・ 光を感じることもできていない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「判断基準 A 欄」に数値を記載</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「状況欄」には・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的エピソード</li> <li>・ 事例等で判断しにくい場合を補足した文章などを記載</li> </ul> </div>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼鏡等の使用</li> <li>・ 視野欠損</li> <li>・ 斜視</li> </ul> <p>⇒有無をチェック</p>
かなり悪い (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目の前に出した指の数が言えるが、1m放すと分からない。</li> <li>・ 目の前に物があるのはわかるが、何か分からない。</li> </ul>	<p>文字の視覚的認識 (障害程度区分調査項目 9-8 を参考事項としてチェック)</p> <p>⇒障害程度区分認定調査員マニュアルを参照 (国定)</p> <p>(例)</p>
やや悪い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本のタイトルはわかるが、活字は判読できない。</li> <li>・ 新聞の大きな見出しは読めるが、活字は判読できない。</li> </ul>	<p><b>1 : できる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼鏡を使用すれば見えるなど</li> <li>・ 文字が理解できるかは問わない</li> </ul> <p><b>2 : 一部介助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字を拡大したら見える</li> <li>・ 書式を変えたら見える</li> </ul>
普通 (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通に見える。</li> <li>・ 視野欠損のため視野の半分は見えないが、日常生活には困らない。</li> <li>・ 新聞、雑誌等の活字が読め、日常生活に支障がない。</li> <li>・ ルーペ、虫眼鏡等を使えば新聞の文字は読めて、日常生活に支障がない。</li> <li>・ 見えているか見えていないか自分で言えないが、人や者の動きを普通に追えている。</li> <li>・ 保護者が「普通に見えている」とか「人や物の方へ確実に顔を向けている」と言う場合。</li> <li>・ 斜視等の眼疾患はあるが、日常生活に支障がない。</li> </ul>	<p><b>3 : 全介助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声化等をしていないと無理</li> <li>・ 全く見えない</li> </ul> <p>⇒該当番号に○などを付ける</p>

## I（身体状況）

### I－2．聴力

#### 【聞き方等の例】

初対面の段階で相談員との応答がはっきりとできている場合

聴き取り不要

手帳内容で聴覚障害の有無が判断できず、初対面の状態で判断に迷う場合

「私の声はよく聞こえていますか？」

「普段は補聴器をお使いですか？」（補聴器等を使用している場合）

「どちらかの耳が聞こえにくいと感じるときはありますか？」

手帳内容で聴覚障害者であることがわかる場合及び明らかに聴覚障害があると判断できる場合

「私の声が聞こえますか？」（少し大きめの声で）

「私の声が聞こえたらうなずいてくださいね？」（普通の声で耳元に近づきながら）

「補聴器の具合はいかがですか？」（補聴器を使用している場合）

「補聴器はいつもお使いですか？」（補聴器を使用している場合）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

「テレビ（ラジオ・CDなどの音楽）は普段どのくらいの大きさに聞いていますか？」

「家族の方が聞かれる音程度に、音を下げても大丈夫ですか」（大きな音量で聞いている場合）

「音がする方に顔を向けたり、目を動かしたりしていますか？ それは音かそれとも振動に対してかわかりますか？」

#### 【判断基準補足】

- ・ 本人が補聴器を嫌がり使用しない場合は、現在の状態で評価する。
- ・ 本人の無関心により反応がない場合、他者の意見を参考にする必要がある。
- ・ 喋っている人の動きを見ているが、聞こえていない場合がある。必ずしも声に反応しているわけではないので、他者の意見を参考にする必要がある。
- ・ 調査前の話や他の聴取項目での質疑応答で普通に会話が成立していれば、この項目については「普通」と判断し改めて聴取する必要はない。
- ・ 質問に対する答えが的確さを欠く場合には、耳が聞こえにくいのか、理解力によるものか注意が必要。
- ・ テレビやラジオの音量については、習慣や嗜好による場合もあるので、訪問時のテレビやラジオの音量のみで判断することがないよう、（質問を重ねるなど）留意する必要がある。
- ・ 自閉傾向が見られる場合、本人の関心のなさにより、質問への応答が得られない場合があるので留意する必要がある。（普通と評価し、「状況」欄にエピソードとして記載）



## I (身体状況)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

聞こえない (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器をつけても全く聞こえない。</li> <li>補聴器をつけても、人が話しをしていることは分かるが、話している言葉の全てが聴き取れない。</li> <li>補聴器をつけたとしても、キー、パン、ピーという音は分かるが、会話は分からない。</li> <li>四六時中、耳鳴りがするなど、何も聞こえない(補聴器装着不可)。</li> </ul>
かなり悪い (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>面と向かって話しても聞こえないが、耳元まで口を近づけ、大きな声でゆっくりと話せば聞こえる。</li> <li>補聴器をつけても、             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 声の高い人の言葉は聴き取れるが、低い人の言葉はほとんど聴き取りが出来ない(逆を含む。)</li> <li>2) 女性の声は聴き取れるが、男性の声はほとんど聴き取りが出来ない(逆を含む。)</li> </ol> </li> <li>補聴器を付けても、面と向かった人の話すことは聞こえるが、テーブルを囲んだ4～5人の会議の中では、話をする人の言うことがほとんど聞こえない。</li> <li>耳鳴りがひどく、大きな声でないと聞こえにくい。</li> <li>テレビやラジオの音について、周りの者がうるさいと思うほど大きな音量で聞いている。(音量を上げないと聞こえない場合であって、嗜好により上げている場合を除く。)</li> </ul>
やや悪い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビを大きな声でかけていれば聞こえるが、通常の範囲の音にすると聞こえにくい。</li> <li>面と向かった話しや、室内で話すことは聞き取れ、雑踏や、室外などでの会話は聞き取りにくい。</li> <li>ほとんど普通に聞こえるが、電話等で聞きとりが困難な場合がある。</li> <li>片方の聴力が悪く、補聴器等を使用しても、片側からの音からでないと反応が得にくい。</li> </ul>
普通 (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器装着時、聞こえにくいことがあるが、特に日常生活に支障はない。</li> <li>補聴器が故障して聞こえにくいですが、補聴器をつければ普通に聞こえる。</li> <li>特殊電話を使用しており、普通に聞こえる。</li> <li>音に反応して、そちらに首を向けている。(障害児)</li> <li>テレビ等を大きな音でかけているが、小さい音でも聞こえる。</li> <li>自閉症により、外見上はまるで耳が聞こえず、言葉や音に反応しないように見えるが、掃除機の音や犬の吠える声等、特定の音に敏感に反応する。</li> <li>重度知的障害や精神障害により、全く反応が無く、確認が困難な場合は、「普通」と評価しておき、状況欄にその旨記載。</li> </ul>

## I（身体状況）

### I－3．言語

#### 【聞き方等の例】

初対面の段階ではっきりと発声が確認できる場合

聴き取り不要

手帳内容で言語障害の有無が判断できず、初対面の状態で判断に迷う場合

「普段の会話で困られたこと、不自由を感じたことはありますか？」

「家族や知人の方とはどんなお話をされていますか？」

「普段の会話は、どのようにされていますか？」

手帳内容で言語障害者であることがわかる場合及び明らかに言語障害があると判断できる場合

「普段の会話は、どのようにされていますか？」

「相手の人にあなたの伝えたいことがうまく伝わらず、もどかしさを感じることはありますか？」

本人への聴き取り等による確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定） 一家族に対して

「ご本人との会話で聴き取りにくい場合とかはありますか？」

「自分から何かしてほしいなどと言葉にされることはありますか？」

「何かあったときに叫んだり、泣き声を上げたりすることはありますか？」

「「アー」とか「ウー」といった形で感情を表現されることはありますか？」

#### 【判断基準補足】

- ・ 発声機能に関する調査であり、会話や表現能力を問うものではない。
- ・ 本人の無関心により反応がない場合や、調査員に対する緊張等により、確認ができない場合は他者の意見を参考にする必要がある。
- ・ 聴き取り前の話や他の聴取項目での質疑応答で普通に会話が成立していれば、この項目については「普通」と判断し改めて聴取する必要はない。
- ・ 頻度を含め判断する場合には、緊急避難や自らの欲求の表現において、ほぼ全ての場合に発声できる場合は「普通」とし、発声できる場合の方が少なければ「かなり悪い」とし、全く声にならないか極めて稀である場合には「言えない」とする。

## I (身体状況)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>言えない (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉を発することができない。</li> <li>・ トーキングエイドは使えるが、言葉を発することができない。</li> <li>・ 手話は使えるが、言葉を発することができない。</li> <li>・ 喉頭摘出等により、音声による表現ができない。</li> <li>・ 全く音声を発することができない。全く発音ができない。</li> </ul>
<p>かなり悪い (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 声になりにくい、音量が小さく聞き取りが困難である。</li> <li>・ ほとんど音声を発することができない。ほとんど発音ができない。 (できないときの方が多い場合には「かなり悪い」に区分する。)</li> </ul>
<p>やや悪い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思の表現は発声によることができるが、いつもできるわけではない。</li> <li>・ 音声を発することができないこともたまにあるが、概ねできる。 (できるときの方が多い場合には「やや悪い」に区分する。)</li> </ul>
<p>普通 (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉を不自由なく発することができる。</li> <li>・ 声は出せるが、言葉を発することができない。(「アー」「ウッ」「ダー」「キー」といった単音を想定している。)</li> <li>・ 構音障害はあるが、聞き取れる言葉を言うことができる。</li> <li>・ 吃音はあり時間はかかるが、聞き取れる言葉を言うことはできる。</li> <li>・ 音声を出すことは常にできる。</li> </ul>

## I（身体状況）

### I - 4. 麻痺

#### 【聞き方等の例】

聴き取り段階ではっきりと麻痺がないことが確認できる場合

聴き取り不要（または「お体で痺れや感覚がないところはございませんね」という確認にとどめる。）

全身が一見しにくい状況の場合その他判断に迷う場合

「お体で痺れや感覚がないところはありませんか？                                  それはどこですか？」  
「お体で動かしにくいところはありませんか？    それはどこですか？」  
「近頃、手や足の力がおとろえたなと感じたことはありますか？                  それはどんなときでしたか？」

聴き取り時の状況または手帳内容で麻痺等の確認が明らかに必要であると判断される場合

（手帳内容以外で）

「痺れがあるところ（感覚がないところ）は、〇〇ですね？ それ以外にはありませんか？」

本人への聴き取り等による確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定） 一家族に対して

「ご本人の訴えやしぐさで、痺れや筋力の低下があると思われるところはありませんか？」  
「ご本人のお体で麻痺や筋力の低下があると思われるところを教えてくださいませんか？」  
「リハビリなどに通われていますか？ 内容をご存知ですか？」  
「最近歩くのがゆっくりとなった、物をよくおとすようになったといった状況が見られますか？」

#### 【事例等】

麻痺なし  
（○）

- ・ 右手（例）に麻痺があるが、特に不自由はない。
- ・ 右足（例）に麻痺があるが、普通に歩ける。
- ・ 筋力低下はあるが、普通に歩ける。

## I (身体状況)

麻痺あり (1)	・ 痺れ等があり物がつかめない、持てない状況で日常生活に支障をきたしている。	(右手指・左手指)
	・ 電動車いすのボタンは手で操作できるが、箸はもてない。	(右手指・左手指)
	・ 手で書類を押さえることはできるが、物をつかめない。	(右手指・左手指)
	・ 手で自助具を使わないと食事ができない。	(右手指・左手指)
	・ 腕が肩まで上がらず、高い所の物がとれない。	(右上肢・左上肢)
	・ 頸椎損傷のため、腕が全然動かない。	(右上肢・左上肢)
	・ 脳梗塞で足が麻痺し、装具をつけないと歩けない。	(右下肢・左下肢)
	・ 装具をつけないと立てない。	(右下肢・左下肢)
	・ 筋力低下しており、立つことができない。	(右下肢・左下肢)

### I-5. 拘縮

「特記事項欄」の具体的部位にチェックを入れる

#### 【聞き方等の例】

聴き取り段階ではっきりと拘縮及び変形がないことが確認できる場合

聴き取り不要（または「関節などで固まって動かないところはございませんね」という確認にとどめる。）

全身が一見しにくい状況の場合その他判断に迷う場合

「肩や肘、膝などで動かすのがつらいところがありますか？ それはどこですか？」

「お体のうち、動かすと痛みを感じる場所がありますか？ それはどこですか？」

聴き取り時の状況または手帳内容で固縮・変形等の確認が明らかに必要であると判断される場合

(手帳内容以外で)

「関節で動かすのがつらいところは、〇〇ですね？ それ以外にはありませんか？」

本人への聴き取り等による確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定） 一家族に対して

「ご本人の訴えやしぐさで、動かすのがつらいと思われる場所はありませんか？」

「ご本人のお体で動かすのがつらいところを教えてくださいませんか？」

「関節を動かすためにリハビリなどに通われていますか？」

「腕や足の曲げ伸ばしで、やりにくそうにしたり、顔をしかめたりしていることはありますか？」

「背筋を伸ばそうとして伸ばすのがつらいそうにしていることがありますか？」

#### 【事例等】

拘縮なし (0)	・ 関節に痛みは感じるが、特に日常生活に支障はない。
	・ 他者の介助を受けながらも伸ばすことができる場合を含む。

## I (身体状況)

拘縮あり (1)	・ 人工股関節を入れており、歩きにくい。	(股関節)
	・ 肩関節が動かせないために、衣服等の着脱に支障がある。	(肩関節)
	・ 腕が上げられない。	(肩関節)
	・ 膝の曲げ伸ばしができない。	(膝関節)
	・ 肘の曲げ伸ばしができない。	(腕関節)
	・ 側彎(そくわん)があり、椅子に座れない。	(その他)
	・ 背骨が曲がって伸びない。	(その他)

「特記事項欄」の具体的部位にチェックを入れる

### I-6. 欠損

#### 【聞き方等の例】

聴き取り段階でははっきりと欠損が確認できる場合

聴き取り不要

欠損の状態が一見しにくい場合その他判断に迷う場合

「お体に義足や義手などの装具をつけておられますか？」

どのような装具ですか？」

「お体のうち、手術や事故等で失われてしまったところがありますか？ それはどこですか？」

聴き取り時の状況または手帳内容で欠損等の確認が明らかに必要であると判断される場合

確認できる部位以外は上記聞き取りによる。

本人への聴き取り等による確認が困難な場合(重度障害者・障害児等の場合を想定) 一家族に対して

上記聞き取りによる。

#### 【判断基準補足】

- ・ 欠損のあるなしと部位を確認

#### 【事例等】

欠損なし (0)	記載不要
-------------	------

## I（身体状況）

欠損あり (1)	欠損の部位をチェック 左右手指、上肢、下肢、その他の部位  四肢でも、欠損の程度が軽微で、介助の要素があまり必要ない場合は、「その他」にチェックを入れ、簡潔に記載 「右足薬指先欠損」など
-------------	---

### I-7. 手指の動き

#### 【聞き方等の例】

聴き取り段階でははっきりと確認（左右の状態別）できる場合

聴き取り不要

機能障害の状態が一見しにくい場合その他判断に迷う場合

「指先を使った細かな作業はできますか？」

「ジュースのふたを開ける力がありますか？ 痛みを感じたりすることはありませんか？」

「指で少し重いものをつかみ、持ち上げることはできますか？（カバンなど）」

「指先を使って何かをしようとしてふるえたりすることはありませんか？」

「箸でものをつかんだりできますか？」

聴き取り時の状況または手帳内容で五指の機能障害等の確認が明らかに必要であると判断される場合

確認できる部位以外は上記聞き取りによる。

本人への聴き取り等による確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）—家族に対して

上記聞き取りによる。

#### 【事例等】

なし (0)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 握力は弱いですが、日常生活に特に支障はない。</li></ul>
-----------	--

## I（身体状況）

あり (1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物はつかめるが、箸で上手におかずをとることができない。</li><li>・ 字は書けるが、握力が弱いのでゴミの入った袋はつかめない。</li><li>・ 手が震えて、自分の思い通りに動かせない。</li><li>・ 手指に緊張があり、硬直して物を押さえることもできない。</li></ul>	<p>(細かい動きはできない) (力が弱い) (震えがある) (つっぱりがある)</p>
-----------	---	--

### I-8. その他（身長・体重・その他）

「状況欄」の具体的状況  
にチェックを入れる

#### 【聞き方等の例】

「現在の身長・体重はどのくらいですか？」

#### 【補足】

当該項目は、その結果をもって支給量算定に直接大きな影響をおよぼすものではないが、支援の態様に影響する可能性がある。（極端に大柄である場合の身体介護において2人派遣による介護が必要な場合等がある）

しかしながら、答えることに羞恥を伴うと想定される場合には、上記の直接的な聞き方は避け、およその推測で記入するにとどめる。

また、その他に記入する事項としては、I-1～7に掲げる項目以外で、把握すべき身体状況がある場合に記載する。（この後に続く支援の必要度を測定する際の特記等の根拠となりうるか、または支援の態様に影響すると思われる事項に留めることはいうまでもないことであることに留意。）



## I（身体状況）

### II－1．寝返り

#### 【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに自力での寝返りが可能（又は全面的に不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「寝返りはご自分でできますか？ とても時間がかかるとか、とても疲れたりはしませんか？」

「寝返りはご自分でできますか？ できる場合はうなずいていただけますか？」

「寝返りはご自分でできますか？ できる場合は目を一度だけ閉じていただけますか？」

「体がつらいとき、楽なかつこうにうごかせますか？」

「ベッドや体位変換器はご自身で操作されていらっしゃいますか？」（用具使用の場合）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### 【補足等】

- ・ 遷延性意識障害者とは、次の各項目のうち5項目以上に該当する者を言う。（身体障害者福祉法による身体障害者援護施設における特別介護経費加算について（平成元年6月30日社更第125号） ※現在は児童短期入所単価設定時等に参照される
  - 1) 自力移動の不能なもの
  - 2) 意味のある発語を欠くもの
  - 3) 意思疎通を欠くもの
  - 4) 視覚による認識を欠くもの
  - 5) 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの
  - 6) 排泄失禁状態のもの
- ・ ここでは、日常的な行為としての体位変換についての支援の必要度を測定するものであり、短時間のうちに自力で又はベッド等を自力で操作して体位変換が可能な場合は、支援の必要性が「ない」又は「低い」とする。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

全 面 的 な 支 援 が 必 要 （ 3 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遷延性意識障害があり、定期的な体位交換が必要。</li> <li>・ 自分一人では全くできない。</li> <li>・ 寝返りをすると極端に体力を消耗し、寝返りをした後の日常生活に影響がある。</li> <li>・ ベッドに寝かされると、顔の向きだけは変えられるが、寝返りできない。</li> <li>・ 体を動かすことで、褥瘡はできていないが、寝返りはできない。</li> <li>・ ベッド柵があり、それにつかまることができるが、体を持ち上げられない。</li> <li>・ ベッド柵がなく、一人で寝返りができない。</li> </ul>	特記事項（必須分） 記載内容
部 分 的 な 支 援 が 必 要 （ 2 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 背中を押すなど、他者の支援が必要である。</li> <li>・ 体を持ち上げる等、途中まで寝返りはできるが、他者の支援が必要である。</li> <li>・ ベッド柵があり、それにつかまると何とか体を持ち上げられるが、側臥位になれない。</li> <li>・ ベッド柵があり、それにつかまると何とか体を持ち上げられ、側臥位になれるが保持できず、もとに戻ってしまうため、クッション、枕が必要。</li> <li>・ ベッド柵やサイドレールを利用すれば、一人で寝返りはできるが、一回寝返りをするのに、著しく時間がかかる。</li> <li>・ ベッド柵やサイドレールがなく、手を引っ張るなどの他者の一部介助が必要である。</li> </ul>	<p>じょくそうの有無</p> <p>じょくそうが出来やすい状態かどうかの有無</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的処置があれば、<b>VII—1</b>に記載</li> </ul> <p>皮膚疾患の有無</p> <p>皮膚疾患名</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 皮膚疾患により、介助に配慮が必要な状況があれば、「状況欄」に具体的に記載する</li> </ul>
支 援 の 必 要 性 が 低 い （ 1 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベッド柵やサイドレールを利用すれば自分一人で寝返りができる。</li> </ul>	
支 援 の 必 要 性 が な い （ 0 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何ももたずに自分一人で行える。</li> <li>・ 体幹に麻痺はあるが、何もつかまらないで寝返りができる。</li> <li>・ 何の支障もない。</li> </ul>	

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－２．起き上がり

#### 【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに自力での起き上がりが可能（又は全面的に不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「ベッドから起き上がる時はどうされていますか？ とても時間がかかるとか、とても疲れたりはしませんか？」

「ふとんで寝ている状態から起き上がる時はどうされていますか？」

「ベッドはご自身で操作されていらっしゃいますか？」（用具使用の場合）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### 【補足等】

- ・ ここでは、基本的に日常的な行為としての起き上がりについての支援の必要度を測定する。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分一人では全くできず、他者に起こしてもらおう。</li> <li>・ 普通のベッドを使用しており、介助なしでは起き上がれない。</li> <li>・ 電動ベッドであれば操作して起き上がれるが、普通のベッドでは介助なしには全く起き上がれない。</li> </ul>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分で起き上がれるが、ふらつきなどがあり不安定で危険を伴うため、見守りが必要。</li> <li>・ 支える・押すなどの他者の支援が必要である。</li> <li>・ 起き上がりはできるが、ベッドで横になる場合に自分で支えられず危険なため、介助が必要。</li> <li>・ 途中まで自分でできて起き上がった後、前のめりに倒れてしまい、支えるなどの介助が必要となる。</li> <li>・ ベッド柵、紐、バー、サイドレール等につかまれば一人で起き上がれるが、著しく時間がかかる。</li> <li>・ ベッド柵、紐、バー、サイドレール等がなく、一人で起き上がれず、他者の支援が必要。</li> </ul>	<p>障害程度区分調査事項 の複雑動作3-1「立ち上がり」について参考記載</p> <p>(例)</p> <p>1: できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何にもつかまらな いで座位から立て る</li> <li>・ 習慣的に手をつく 程度</li> </ul> <p>2: つかまてできる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベッド柵、手すり、 壁、介助者の手に つかまるなどすれ ば立てる</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベッド柵やサイドレールを利用すれば自分一人で起き上がりができる。</li> <li>・ ベッドの下に足を下ろしながら、反動を使って起き上がれる。</li> </ul>	<p>3: できない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く出来ない</li> <li>・ 介助者が引き上げ ないと立てない</li> </ul> <p>など</p>
<p>支援の必要性がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何もつかまらずに一人で起き上がる。</li> <li>・ 習慣的にベッド上に軽く手や肘をつきながら起き上がる。</li> <li>・ 習慣的に一度横向きになり起き上がる。</li> <li>・ うつぶせになってから何もつかまらな いで起き上がる。</li> </ul>	

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－３．座位保持

#### 【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに長時間の座位保持が可能（又は全面的に不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「座った姿勢を続けることに辛さはありませんか？ とても疲れたりはしませんか？」

「食事や読書、テレビを見るときはいつもどのような姿勢でなされていますか？」

「背もたれのない椅子にすわったとき、上半身を支えることはできますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### 【補足等】

- ・ 身体的な能力による座位保持が可能かどうかについて支援の必要度を測定するものであって、多動性などによる「座ってられない」ことは判断の要素とならない。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

	特記事項 (必須分)	記載内容
全面的な支援が必要 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座位保持装置がなく、座っているとすからズルズルとすべり落ちてしまう。</li> <li>・ 座位保持装置で固定していても、前方あるいは左右に倒れ込んでしまい、常に支援が必要。</li> <li>・ 呼吸器疾患で息苦しく苦痛があるため、座位保持ができない。</li> <li>・ 座位保持装置で固定していても、転倒等の恐れがあり見守りが必要である。</li> </ul>	<p>自宅内で座位保持の要する場面 ⇒食事、排泄、入浴時 など</p> <p>障害程度区分調査事項の移動項目 2-4「立位保持」について参考記載</p> <p>立位保持 (例)</p> <p>1 : できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁に手をつかなくても 10 秒間立てる</li> </ul> <p>2 : 支え要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何かにつかまれば 10 秒間立てる</li> </ul> <p>3 : できない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く立てない</li> <li>・ 介助者が体を支えれば立てる</li> </ul>
部分的な支援が必要 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座位をとっていてもふらついているため、ときどき支えることが必要。</li> <li>・ 背もたれや壁があるので、座位保持ができるが、見守りが必要。</li> <li>・ はじめに他者が軽く支えると、座位保持ができる。</li> <li>・ 車いすに紐やベルトで体を固定させる介助をすれば、後は座位保持ができる。</li> <li>・ 座位保持装置で固定してしまえば、常に見守る必要はない。</li> </ul>	<p>同じく、3-2 片足での立位保持 (1 秒間) (例)</p> <p>1 : できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何もつかまらないで 1 秒間片足で立てる</li> <li>・ 補装具をしているので可能</li> </ul> <p>2 : 支え要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁に手をつくと、片側では立てる</li> </ul> <p>3 : できない</p>
支援の必要性が低い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の手で支えれば、座位の保持ができる。</li> <li>・ 自力での座位保持は可能であるが、長時間は出来ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の手で支えるのではなく、介助者によって支えられなければ、片足を上げられない状態も含む</li> <li>・ 全くできない</li> </ul>
支援の必要性がない (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 背もたれや自分の手も含めて一切の支えなしで、座位の保持が一人でできる。</li> </ul>	

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－４．車いす等への移乗

#### 【聞き方等の例】

聞き取り時の状況から、明らかに移乗が可能（又は不可能）または自力歩行等で不用と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「車いすに移る際にはどのようにされていますか？」

「車いすからベッドに移る際にはいつもどのようにされていますか？」

「とても疲れてしまうとか、時間がかかってつらいとかいったことはありますか？」（自力移乗の場合）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### 【補足等】

- 車いすもしくは、同等の日常移動に使用する器具を使用している場合に評価する項目であるので、知的・精神障害や全身性でない肢体不自由の場合に、普通のイスや車への移乗に手を添える程度の介助を要する事は十分に考えられるが、車いす使用者の場合に比べ、日常生活を送る中での介助頻度が圧倒的に少なくなるため、通常は「車いすを使用していない」として、「支援の必要性がない」にチェックした上で、状況欄に具体的な内容を記載しておく。（屋内移動や行動障害項目で主に評価する内容とみなす）ただし、極度の多動傾向などで、車いす使用者と同等の頻度および密度で移乗介助（常時の手つなぎや行動制止など）が必要な生活を送っている場合は、当然同様に考えて段階評価して良い。

- ・ 高次脳機能障害とは病気（脳血管障害、脳症、脳炎等）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態をいう。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

全面的な支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者が抱える等により移乗させている。</li> <li>リフターを使用しているが、他者の全介助により移乗している。</li> <li>他者の介護で移乗しており、自分で身体を支えることができない。</li> <li>身体機能的には車いす等への移乗は可能であるが、知的障害や記憶障害・高次脳機能障害のため車いすに乗ろうとせず、移乗にあたっては抱える等の形で他者が全て介助している。</li> </ul>	特記事項(必須分) 記載内容
部分的な支援が必要(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者が手を添えたり、体幹を支持したりする。</li> <li>他者が直接身体には触れないが、安全に乗り移れるように、本人の動作に合わせて車いすをおしりの下に差し入れたり、また、グリップを握って車いすが動かないようにする。</li> <li>身体機能的には車いす等への移乗は可能であるが、知的障害や記憶障害・高次脳機能障害のため車いすに乗ろうとせず、他者が何度も指示することにより、何とか車いす等へ移乗する。</li> <li>何とか一人で車いす等へ移乗するが不安定であり、足置きや固定や座位保持のためのベルト装着には介助が必要。</li> </ul>	車椅子等へ移乗する回数  <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の中で介助を要する移乗を何回程度要するか記載</li> </ul> (例) 便座へ3回 など  2人介護  <ul style="list-style-type: none"> <li>移乗介助時に介助者二人が必要かどうか</li> </ul>
支援の必要性が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>板などを使って身体をすべらして、自分一人でベッドから車いすへ移乗している。</li> <li>足で支えることはできないが、物につかまったり、手で支えたりして自力での移乗が可能。</li> </ul>	(認められる例) 体重80kg以上の全身性障害であるため全身を持ち上げる必要がある場合や、重度自閉症による行動障害もあるため一人が両手を制し、一人が持ち上げる場合 など
支援の必要性がない(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすを使用していない。</li> <li>乗り降りにあたって他者の介助を要さない。(知的障害や精神障害・記憶障害・高次脳機能障害を有する場合であっても指示をすることだけで対応できる場合を含む)</li> </ul>	



Ⅱ－５．食事行為

【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに自力での食事摂取が不可能と判断できる場合

聴き取り不要（食事の方法・内容についてのみ聴き取ることとする）

確認を要する場合

「お食事は普段どのようにされていますか？」

「少し固いものや少し大きなものであっても大丈夫ですか？」（食事内容を聞き取る導入として）

「普段はお箸を使っておられますか？」（摂取の手段や方法を聞き取る導入として）

「歯は丈夫な方ですか」（歯牙の状況を聞き取る導入として）

「ものを噛んだり、飲み込んだりする時に痛みや辛さ、疲れはありませんか？」

（知的障害・精神障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「自分一人でごはんが食べられますか？」

「一人で食事が箸でできますか？ スプーンやフォークで食べていますか？」

「魚の骨を取る等、苦手なことはありますか？」

「好き嫌いがありますか？」

「ジュースはストローを使って飲みますか？ コップから直接飲むことができますか？」

「食べたり飲んだりするときにむせたりはしませんか？」

「箸の持ち方は握りばしのような感じですか？ それでもつかめていますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経管栄養、胃瘻、中心静脈栄養などで、栄養を補給している。</li> <li>嚥下困難なため、流動食を口から介助して補給している。</li> <li>寝たまま食べさせている。</li> <li>スティック状のお菓子は一人で食べられるが、食事は一人では全く食べられない。</li> <li>鼻から管を通して、流動食を1日3回補給している。</li> <li>手づかみでしか食べることができないので、他者が全て食事介助している。</li> <li>スプーンやフォークは持つがじっとして食べないので、介助者が横で皿を持たせたり、手を添えさせたり等の食事介助をしている。</li> <li>身体的に障害はないが、知的障害があり、おなかかすいたりのどが渴いたりしたら泣くだけしかできず、配膳から摂食行為まで他者が全部介助している。</li> <li>スプーンで食べられるが、飲み物についてはこぼしてしまうため、汁物やお茶などは一人で飲めず、他者に介助してもらっている。</li> <li>車いすに座った状態で、スプーンにおかずやご飯をのせてやると食べる。</li> </ul>
<p>部分的な支援が必要(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普段は自力で食べることが出来るが、食器をひっくり返す、手で掴んだ物を投げる、嘔まずに飲み込もうとする等の危険があるため、見守りを要している。</li> <li>小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするために何らかの工夫が行われている。</li> <li>箸を使えるが、魚をほぐすこと等細かい動作ができないため、他者がスプーン・フォーク等に手に固定させれば、簡単なものは自分で食べられる。</li> <li>知的障害のため、特定の食べ物なら自分で食べられるが、他の食べ物は全く食べない。他者が声かけにて指示すれば何とか他の食べ物を食べる。</li> <li>知的障害があり、大部分、手で食べている。おにぎりやおかずを持たせたりすると、自分で食べられる。他者がお汁を渡したり、お茶を渡したりすると手で飲む。</li> <li>自分一人で食べられるが、知的障害もあり、1回の食事について著しく時間がかかるため、他者が介助することが時に必要である。(著しくとは概ね1時間を超えるような場合をいう。)</li> <li>食事に集中できないため、何度も声かけをすることが必要である。</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こぼしながらでも箸・フォーク・スプーンを使って一人で食べられる。</li> <li>自助具を使って何とか一人で食べられる。</li> <li>箸は使えないが、スプーン・フォークで何とか食べられる。</li> <li>知的障害もあり、好きなものしか食べないが、一人で食べられる。</li> <li>視覚障害で、箸を手渡して配置場所を教えると自分一人で食べられる。</li> </ul>
<p>支援の必要性がない(0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何の支障もない。</li> </ul> <div data-bbox="708 1653 1337 2011" style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>知的障害・精神障害がある場合などで、行為能力はあるが、日々介助の度合いが一定でないなど、判断に窮する場合は、最も頻度の高い状態で判断。特記事項欄などに具体的に記載。</p> <p>※ 盗食や極度の偏食、拒食などは、V-5で評価するので、本項目では評価しない。</p> </div>

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－6．衣服着脱

#### 【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに自力での衣服着脱が不可能と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「パジャマから普段着への着替えはどうされていますか？」

「外出着への着替えはどのようにされていますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「服を着たり脱いだりするの自分一人できますか？」

「ボタンやファスナーも自分一人できますか？」

「嫌いな服はありますか？」（何例か指差してもらい、ボタンが多いなど共通の傾向を把握する。）

「自分でできるのはどんなことですか？」

「着替えをするときにどのようなお手伝いが必要ですか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

全 面 的 な 支 援 が 必 要 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 袖に手を通すこともできず、他者の介護により衣服の着脱をしている。</li> <li>・ 服を用意しておかないと、着ようとせず、服を着る途中でも、他に関心があると着ようとしないため、絶えず指示をする必要がある。</li> <li>・ 指示どおり身体の動きに協力を見せながら他者に着替えさせてもらっている。</li> </ul>	特記事項 (必須分) 記載内容
部 分 的 な 支 援 が 必 要 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上衣着脱は可能だが、下衣着脱はできない、靴下着脱のみできない等、着脱行為の一部でも支援の必要がある。</li> <li>・ 袖を通すことや、ズボンに足を入れる等、自分一人で行える所もあるが、他者の手伝い、手直しといった支援が必要。</li> <li>・ 簡単なものなら着られるが、ボタンのあるものは他者の介助により着ている。</li> <li>・ 一人で着るとよく裏返しにするなど、手直しが必要。</li> <li>・ 他者が全ての衣服を用意すれば、自分で着られる。</li> <li>・ 一人で着られるが、上着からズボンがはみ出していたり、襟がちゃんとしていなかったりするので、他者の支援が必要。</li> <li>・ ボタンの掛け違いや服の後ろ前・裏表等を介助者が直す必要がある。</li> <li>・ コートなどの大きいボタンの掛けはずしはできるが、ワイシャツ等の小さいボタンはできない。</li> <li>・ Tシャツやトレーナーはかぶれるが、ワイシャツはできない。</li> <li>・ 冬でもこだわり等で半袖を着たり、明らかに気温や季節にそぐわない服装になってしまうため、指示や手直しなど何らかの介助を要する。</li> </ul>	<p>衣服を着脱する時間帯 (朝・昼・晩)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活で着脱介助を要する頻度を記載</li> </ul> <p>失禁等で衣服を汚すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定外での着脱介助の可能性を記載</li> </ul> <p>1 : ある 2 : とときある 3 : ない</p> <p>2人介護 (要・否)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ II-4と同様</li> </ul>
支 援 の 必 要 性 が 低 い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間はかかるが、どんな服でも一人で着られる。靴下も一人ではける。</li> <li>・ 靴ひもは結べないが、マジックテープの靴などで対応しており、問題はない。</li> </ul>	
支 援 の 必 要 性 が な い (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何の支障もない。</li> <li>・ 行為能力は備えるが、精神障害等で意欲低下により行わない場合や、介助を拒否している場合は、判断基準Aは「0」だが、状況欄に具体記載。意欲低下が激しく、著しく認識能力が落ちている状態であれば、知的障害がある場合と同様に評価する。</li> </ul>	

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－７．排泄行為

#### 【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに自力での排泄行為及び後処理が不可能と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「トイレはどうされていますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「一日に何回くらいトイレに行きますか？」

「トイレに行きたくなくなったらどうしていますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

「オムツの中で排泄をした時は表情やしぐさでわかりますか？」（オムツ使用の場合等）

「排泄の意思表示はできますか？ 決まった時間にご家族の方がさせますか？」（幼児等の場合）

「排泄の意思表示は言葉に出していますか？ 指でさしたりして表現しますか？」（幼児等の場合）

#### ※ 生理について

##### 可能であれば聴取することが望ましい。

- ・ 生理についての支援に関しては、本項目に含んで支援の必要度を把握することとしている。このため、調査時の状況によっては聴き取る必要が生じる場合もあるため、特に思春期の場合には本人はもとより家族への配慮を行いつつ、聴取を行うこととなる。

家族への聴き取りを行う場合は、当該項目（排泄行為）において聴き取る必要があることを説明した上で、次のような聴き取り方が考えられる。

「生理（月のもの）はどうされていますか？ 手当てや後片付けはご自分でされていますか？」

「生理（月のもの）についての自覚はありますか？ 手当てについて支援が必要でしょうか？」

「不順で困っている等はありませんか？ 体調面にひどく影響を及ぼすことはありますか？」

#### 【補足等】

- ・ 膀胱・直腸ろう： 膀胱・直腸などを体外に交通させるため手術によって管を入れて作った導管をいう。
- ・ オストミー： 人工肛門、人工膀胱全般をいう。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

全面的な支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に周辺の清掃等が必要な場合、尿意・便意等の自覚がない場合、伝達手段がない場合。</li> <li>尿意(便意)がなくオムツを使用している。</li> <li>尿意(便意)がないので、定期的に他者の全介助により、トイレで排泄行為を行っている。</li> <li>小便はオムツで、大便是定期的(2~3日に1回)に浣腸をしている。</li> <li>昼間はトイレで介助してもらっているが、夜間についてはオムツを使用している。</li> <li>留置カテーテルの状態であり、カテーテルの交換はすべて他者がしている。</li> <li>自力で行えず、定時排泄である。</li> <li>尿意・便意はあるが、排泄の習慣が身につけておらず、オムツを使用している。</li> <li>幼児のため、オムツを使用している。</li> </ul>	特記事項(必須分) 記載内容
部分的な支援が必要(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導や声かけあるいは見守りを要している。</li> <li>小便はできるが、拭きとりが不十分等大便の後始末等に支援を必要とする。</li> <li>生理等で汚したりする。</li> <li>一人でズボンを下ろすことができないので、他者が介助しているが、それ以外は自分一人で行える。</li> <li>排泄行為は自分でできるが、生理の手当や後始末ができない。(他者介助を受けている。)</li> <li>小便は自己導尿を自分でしているが、大便是他者の介助による。</li> <li>日中は自力で可能だが、夜尿のため、オムツ・おねしょシートを使用している。</li> <li>意思表示がないため、定時排泄であるが、声かけ・誘導のみで自力で行える。</li> <li>ポータブルトイレを使用して自力排泄を行っているが、ポータブルの後始末には介助要。</li> <li>意思表示ができ、排泄方法も身につけているが、失敗することがあり、後始末が出来ない。</li> <li>自力で便所に行き排泄できるが、服を脱いでしまわないとできないので、付き添いが必要。</li> <li>自立しているが、夜中に起こしてトイレに行かせている。</li> <li>知っている場所のトイレでないとできない。(言葉が発せられないため、行きたい時には自分でトイレに行くが、場所がわからないと失敗してしまう状況にある、視覚障害等)</li> <li>トイレトペーパーをうまく使えないため見守りや指示を要する。</li> <li>トイレのかぎ閉めが出来ない等付き添いを要する。</li> </ul>	尿意、便意 <ul style="list-style-type: none"> <li>尿意、便意の意思表示がある頻度をチェック</li> </ul> 1:ある 2:ときどきある 3:ない 方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>普段の排泄方法をチェック</li> </ul> 1:和式 2:様式 3:おむつ 4:ポータブル 5:尿器 6:パット交換 7:カテーテル 8:ストマ 9:その他 便通頻度 <ul style="list-style-type: none"> <li>便通の頻度を記載(例)</li> </ul> 毎日 後始末を含めた全介助(有・無) <ul style="list-style-type: none"> <li>水洗やおむつ処理などの始末を含めた介助が要るかどうかをチェック</li> </ul>

## II (身体介護)

支援の必要性が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己導尿も自分でしており、大便もリフトを利用し自分でできる。</li> <li>自宅のトイレは手すりがあり、なんとか自分一人で行える。</li> <li>生理時(不順で予測がつかない時)にたまに失敗するが介助がいない程度である。</li> <li>行為は一人で出来るが、下着等がズボンからはみ出たりすることがある。</li> </ul>	<p>生理介助(有・無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生理介助の有無</li> </ul> <p>介助への拒否・拒絶(有・無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自閉等で激しい拒否があるかどうか</li> </ul>
支援の必要性がない(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>何の支障もない。</li> </ul>	<p>医療的な排泄～(有・無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>摘便、腸ろう等の処置があり、介助に長時間を要するかどうか</li> </ul>

### II-8. 入浴①(準備・後片付け)

#### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での入浴準備・後片付けが可能(又は不可能)と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「お風呂は好きですか? 毎日入られますか?」

「お風呂の準備はどうされていますか?」

「お風呂場までの移動はどうされていますか?」(移動の支援の確認が必要な場合)

(知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合)

「お風呂を沸かすのはどうしていますか? 誰が沸かしていますか?」

「自分でお風呂のふたをあけたりしめたりしていますか?」

「お風呂に入った後の片付けはどうしていますか?」

「お風呂には一人で入っていますか? 脱いだ服はどうしていますか?」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合(重度障害者・障害児等の場合を想定)一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### 【補足等】

- 自宅に浴室がない場合は、入浴する場面での衣服の準備等が出来るかどうかで支援の必要性を判断する。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助者が抱える等により脱衣場から洗い場を移動している。</li> <li>・ 手足に麻痺がある等、準備や後片付けは全部他者の支援が必要であり、洗い場までも自分で行けない。</li> </ul>
<p>部分的な支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手足に麻痺があり、準備や後片付けは全部他者の支援が必要であるが、洗い場までは自分で行ける。</li> <li>・ 支える、手を貸す等により脱衣場から洗い場を移動している。</li> <li>・ 一人では入浴しようとしなため声かけや誘導、見守りを必要とする。</li> <li>・ 温度設定など機械の操作が不十分で介助が必要。</li> <li>・ 風呂に入る場合、部屋から浴室までに順に服を脱ぎ散らしつつ移動し、後片付けは家族が行う。</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手足に麻痺があるが、衣類やタオル等の用意も自分ででき、洗い場まで自分でいける。</li> <li>・ もともと風呂場に入浴に関する用意がなされているため、本人の入浴準備については今のところ問題はない。</li> <li>・ 温度設定等あらかじめしていればボタン一つで用意できることにより、一人で介助なしで準備出来る。</li> </ul>
<p>支援の必要性がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何の支障もない。</li> </ul> <div data-bbox="742 1686 1369 2004" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>知的障害・精神障害がある場合などで、行為能力はあるが、日々介助の度合いが一定でないなど、判断に窮する場合は、最も頻度の高い状態で判断。特記事項欄などに具体的に記載。</p> </div>



## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－9．入浴②（浴槽の出入り・洗髪・洗身）

#### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での入浴が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「お風呂は好きですか？ 毎日入られますか？」

「入浴はどうされていますか？」

「体を洗ったり、頭を洗ったりするのはどうされていますか？」

「体調がすぐれない時が続いた時の入浴はどうされていますか？」（清拭等の支援が必要な場合）

「お風呂に入っていて具合が悪くなった時や、危険だと思った時はありますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「お風呂は好きですか？ 毎日入っていますか？」

「お風呂は一人で入っていますか？ 体や髪は自分できれいにしていますか？」

「どなたかのチェックは必要ですか？」

「お風呂から上がって服を着たときに服が濡れているとかいったことはありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

「洗ったりゆすいだりは一人でできていますか？」

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴槽への出入り・洗髪・洗身のそれぞれに対して支援が行なわれている。</li> <li>・ 風呂場の状況等が整っておらず他者による清拭のみしかできない。</li> <li>・ 医師の指示により他者による清拭のみの場合。</li> <li>・ 手足が全く動かないので、身体や頭を洗ったり、お湯に入れたりするのは、全部他者が行っている。</li> <li>・ 洗髪や洗身で洗えていない部分が大半であり、結局他者と一緒に入浴して介助してもらっている。</li> </ul>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助はしないが出入り口でてんかん等の危険のため終始見守っている。</li> <li>・ 普段は自分一人で行っているが不十分なため、ときどき他者がきれいに洗ってやる必要がある。</li> <li>・ 浴槽への出入りのみについて、支援が必要。</li> <li>・ 右手が動かず、左手だけで洗うので、洗えない所があり、その部分のみ補助的に他者に洗ってもらっている。</li> <li>・ 身体的には入浴行為は可能であるが、知的障害等のため、半年以上入浴行為を拒否している等、清潔保持の観点から、声かけ・誘導等の支援が必要である。</li> <li>・ 自分で入浴はできるが、知的障害のため洗身・洗髪が不十分になり、時折見に行き声かけが必要。</li> <li>・ 洗う格好はするので一通り洗えているように見えるが、なでる状態になっていて不十分である。</li> <li>・ ゆすぎが十分でないので一部介助が必要。</li> <li>・ 極めて長時間にわたる入浴になり、声かけによりあがる状態である。(長時間とは概ね2時間を言う。)</li> </ul>	<p>入浴(清拭)頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の生活パターンで入浴等の頻度</li> </ul> <p>(例) ■毎週 (3回)</p> <p>身体保清方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体保清方法をチェック</li> </ul> <p>1:入浴 2:シャワー浴 3:清拭 4:洗髪 5:手浴 6:足浴 7:その他</p>
<p>支援の必要性が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゆっくりやれば、自分一人できれいにか身体や頭を洗って風呂に入れる。</li> <li>・ 自分で入浴はでき、知的障害のため洗身・洗髪が不十分になることもなく、「お風呂に入りなさい」といった声かけだけで十分である。</li> </ul>	<p>通所先での入浴の回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護などで、通所先で入浴している回数</li> </ul> <p>(例) (1回/週)</p>
<p>支援の必要性がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何の支障もない。</li> </ul>	<p>2人介護 (要・否)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ II-4に同じ</li> </ul>

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－１０．整容

#### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での整容が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「歯磨きや洗顔はどうされていますか？」

「髪をとかしたりするのはどうされていますか？」

「ひげそりはどうされていますか？」（男性の場合でそり残し等が見られる場合）

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「歯磨きはいつしていますか？」

「手洗いやうがいはいは言われなくても自分でしていますか？」

「一人で顔を洗ったり歯磨きをしたりしていますか？」

「ひげは自分でそっていますか？」（男性の場合でそり残し等が見られる場合）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

「ご本人がされた後の仕上げの必要などがありますか？」

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

全面的な支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手が全く動かないので、洗面や歯磨きはまったくできない。</li> <li>手が全く動かないので、一人で入れ歯の取り外しから洗浄まで全くできない。</li> <li>知的障害があり、まねをしている程度で、他者の全介助が必要。(歯を磨く格好をしたり、洗顔で顔に水をつけるだけであったり、洗う格好をしたり等)</li> <li>清潔保持についての感覚をもっておらず、汚れ等があっても気にしていない。</li> <li>よだれなどを常に拭いてやる必要がある。</li> </ul>	特記事項(必須分)記載内容
部分的な支援が必要(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>普段は自分一人で行っているが、不十分なためときどき他者が再度洗う必要がある。(または終了後に他者のチェックを受けている。)</li> <li>工夫して洗面や歯磨きをしているが、洗えていない所や磨き残しがあり、仕上げは他者がしている。</li> <li>入れ歯の取り外しはできるが、洗浄に介助が必要である。</li> <li>洗顔は何とかできるが歯磨きには一部介助が必要である。</li> <li>知的障害のため声かけがないとしようとならないため、毎回指示を行っている。</li> <li>自力でできるが、たえず声かけによる誘導、見守りが必要である。</li> <li>歯は自分で磨けるが、顔に水をつけることが嫌いで洗顔が不十分である。</li> <li>自分でひげそりを行っているが、そり残しが多く見られるなど不十分な点があり支援を必要とする。</li> <li>本人はしているというが、みだしなみは改善すべき点(髪の毛の乱れ、目やに、フケ等)が多く見られるなど、支援を必要とする。</li> </ul>	<p>障害程度区分認定調査の 5-1 清潔の項目についても参考評価</p> <p>はみがき、洗顔、洗髪、つめ切り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各々用具を準備するなどの行為も含む一連の行為を自分でやっているかどうかで評価</li> <li>知的障害、精神障害等で介助の状況が一定しない場合は、最も頻度が多く現れる状況で評価</li> <li>一概に評価し難い場合が多いため、状況に具体的なエピソードを記載する</li> </ul> <p>1：できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介助する必要なし</li> </ul> <p>2：一部介助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部分介助を行っている場合や強い促しを行っているなど</li> </ul> <p>3：できない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全介助</li> <li>全てをやり直している</li> <li>介助は行われていないが、明らかに能力が無い場合も含む</li> </ul>
支援の必要性が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に見守りが必要ではなく状況を見て声かけすれば一人で出来る。</li> <li>時間はかかるが自分一人で行える。特に洗えていない所や磨き残しはない。</li> </ul>	

## Ⅱ（身体介護）

支援の必要性がない (0)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 何の支障もない。</li></ul>	
------------------	--	--

### Ⅱ－１１．移動①（屋内）

#### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での屋内移動が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「家中での移動に困ることはありますか？」

「台所に行ったり、居間に行ったりするときにはどうされていますか？」

「家中でしきいにつまづいたりして危ないと思われたことはありますか？」

「部屋やトイレを行き来する際に困られていることはありますか？」

「しきいとかが邪魔になったりすることがありますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「トイレの場所を教えてくださいませんか？」

「喉が渇いたときはどうしていますか？」（台所まで一人で行くことができるか等の状況を把握）

「あなたの部屋はどこか教えてくださいませんか？」

「一人で別の部屋にいたりしていますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 知的障害者（児）、精神障害者で身体的に機能障害がない場合には、歩行能力については問題がないものの、多動や不意の飛び出し、目的のない移動や徘徊等がある場合には、見守りが必要と判断する。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

全面的な支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助者が抱える等により移動している。</li> <li>・ 生活の中心がベッドであり、ベッド以外は全く一人では動けない。</li> </ul>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p> <p>移動手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常、屋内での移動手段</li> </ul> <p>1：手すり 2：杖 3：老人車 4：歩行器 5：車いす</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒などの危険があり、手を引いて誘導が必要。</li> <li>・ 車いす・膝行等で、段差がある等移動できない場所があり、そこへの移動は介助がいる。</li> <li>・ 立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、転ぶ危険性があつたりする。</li> <li>・ 電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある。自力移動を行っていても、当該行為が危険を伴うため見守りが必要。</li> <li>・ 身体的には移動可能だが、知的障害のため目的場所が分からない等により意味のない動きが多く、手引きや誘導・その都度の指示といった介助が必要。</li> <li>・ 片麻痺のため歩きにくく、不安定で危険なので、付き添いが要る。</li> <li>・ 目的もなく移動するので、見守りが必要である。</li> <li>・ 膝行で移動するが、危険認識がないので、見守りが必要である。</li> <li>・ つかまり立ちで移動するが、体勢が不安定なため、見守りが必要である。</li> </ul>	<p>行動範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常、屋内での行動範囲</li> </ul> <p>1：家屋内 2：室内 3：床上</p>
支援の必要性が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅改造をしているので、自分で車いすに移動し、家の中のどこでも行ける。</li> <li>・ 片麻痺でゆっくりしか移動できないが、危険の心配はないので付き添いは要らない。</li> <li>・ 視覚障害はあるが、家の中については位置関係が分かるので、自分で移動できる。</li> <li>・ 膝行で移動するが、家の中では特に支障はない。</li> <li>・ 膝行やつかまり立ちで移動するが、家の中では特に注意をする必要がない。</li> <li>・ 知的障害等で目的もなく移動するものの、危険性等はなく、個別に見守る必要がない。</li> </ul>	
支援の必要性がない(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何の支障もない。</li> </ul>	

## Ⅱ（身体介護）

### Ⅱ－１２．移動②（屋外）

#### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での屋外移動が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「買い物や用事で外出することはありますか？ そのときはどうされていますか？」

「姫路駅や遠くへ出かけることはありますか？ どなたか付き添いをされていますか？」

「外出した時に困られたり危ない目に合われたりしたことはありますか？ どう対応されましたか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「今までに行ったところで楽しかった所はどんな所ですか？」

「一人で一番遠くまで行った所はどこですか？ 帰ってくるのに困りはしなかったですか？」

「道を歩いていて危ないと思ったことはどんな時ですか？」

「道路を渡りたい時に信号が赤だったらどうしますか？」

「前から車がきたらどうしますか？」

（回答が得られない場合は選択肢を用意して）

「道路を渡りたい時に信号が赤だったら止まりますか？」（逆の質問と一対に）

「前から車がきたらよけますか？」（逆の質問と一対に）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 知的障害者（児）、精神障害者等で身体的に機能障害がない場合には、歩行能力については問題がないものの、妄想、場面適応ができない、交通ルールや危険意識の欠如等により、屋外での移動（外出）にあたって、付き添いや見守りが必要となる場合があることに留意。

## II (身体介護)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に誰かと外出する必要がある。</li> <li>視覚障害により外出に付き添いが必要である。</li> <li>知的障害により外出に付き添いが必要である。(交通ルールや危険認識が出来ていない等のため)</li> <li>知的障害で、外出時に急に車道に飛び出す等の危険性があり、手を握るなどして常に目を離さず見ておく必要がある。</li> <li>車いすを他者が介助して移動している。</li> <li>電動車いすの自走であるが、手指機能の低下のため、常に付き添いが必要である。</li> <li>杖歩行であるが、体力が低下し、介助がないと、家の周りも外出できない。</li> </ul>	<p>特記事項(必須分) 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知っているところや行きなれたところであれば自分一人で行けるが知らない場所に行く時介助がいる。</li> <li>電車やバスは一人では乗れないが自転車や徒歩での外出は自分一人で出来る。</li> <li>一人で外出ができるがどこかへ行ってしまふなどの恐れがあるため、念のため誰かと一緒に外出している。</li> <li>単独で外出しているが、信号等で人の動きをまねて動いているだけできちんと交通ルールを認識出来ていない。</li> <li>車いす(電動・手動は問わない)で自走は出来るが交通機関の利用等で制限がある。</li> <li>家の周りなら歩いて外出できるが、肢体障害のためバス・電車等が乗れない。</li> <li>家の周りなら一人で外出できるが、視覚障害のためバス・電車等を利用して外出できない。</li> </ul>	<p>移動手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外出時に使用している移動手段があればチェック</li> </ul> <p>頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における外出の頻度</li> </ul> <p>行動範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常外出の範囲をチェック</li> </ul> <p>透析で～(有・無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>透析で週に1回以上の通院が必要かどうか</li> </ul> <p>ガイドヘルパー～(有・無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同行援護、移動支援の利用があるかどうか</li> </ul> <p>障害程度区分認定調査項目の 9-7 交通手段の利用を参考評価</p>
<p>支援の必要性が低い(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆっくりではあるが一人で歩いて外出し、バス・電車等に乘れる。</li> <li>視覚障害はあるが、一人で外出でき、バス・電車等に乘れる。</li> <li>肢体障害はあるが、車や単車を自分で運転し一人で外出できる。</li> </ul>	<p>公共交通機関の利用(例)</p> <p>1: できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的地、手段を選ぶ所からの一連の行動に介助不要</li> </ul> <p>2: 一部介助</p>
<p>支援の必要性がない(0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何の支障もない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部分的な介助や、部分的な声かけがあれば可能</li> </ul> <p>3: 全介助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一連の行動に直接的な介助が必要</li> <li>全介助</li> </ul>



## Ⅱ（身体介護）

### Ⅲ－１．調理（後片付けを含む）

#### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での調理が可能（又は不可能）と判断できる場合及び障害児の場合

聴き取り不要

#### 確認を要する場合

「料理はどうされていますか？」

「食事の後片付けはどうされていますか？」

「おなががすいた時に自分で食事（インスタント以外）をつくったりすることはありますか？」

（知的障害を有する場合等で直接聴き取りを行うものの上記によりがたい場合）

「台所で何かを作ったりお湯を沸かしたりしたことはありますか？」

「コップやお皿を洗ったことはありますか？」

「包丁や火を使っての料理を一人でしたことがありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体・知的・精神の区分を問わず、当該（家事援助）領域については、経験や知識がないために実態として行っていないか、あるいは不十分な場合には、抽象的な質問から、より具体的な質問により、個々の項目について支援なしに行っている範囲等を把握した上で、支援の必要度を判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全面的な支援が必要（3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視力障害のため、火が使えず、買って来た物を食べており、調理ができていない。（本来、行う能力があるものの、単に便利さや時間的なものからしていない場合は除く）</li> <li>・ 手足に麻痺があり、台所に立てず、調理ができていない。</li> <li>・ 知的障害のため、ガスの火を消し忘れる、ふきこぼれてもガスの栓を止められない等火の扱いが不安であるため、他者が全て調理している。</li> <li>・ 調理する能力はあるが、てんかん発作等のおそれがあるため、周囲から止められ、調理を行っていない。</li> <li>・ インスタント食品に湯を入れて作ることができるが、切ったり煮たり等の調理はできない。</li> <li>・ 後片付けは自分で行うが、調理に関しては他者に全て作ってもらっている。（本来、行う能力があるものの、単に便利さや時間的なものからしていない場合は除く）</li> </ul>	<p>特記事項（必須分） 記載内容</p> <p><b>居宅介護の必要度合いの参考項目記載</b></p> <p>パン食（朝・昼・晩）</p> <p>宅配食の利用 （朝・昼・晩）</p> <p>通所先での食事</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">部分的な支援が必要（2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごはんを炊く、おかずのみ作っているなど部分的に調理ができています。</li> <li>・ 火の扱いについて他者の見守りがあるもとでなら行うことが出来る。</li> <li>・ 調理ができて後片付けができない、又は不十分な場合。</li> <li>・ 調理はしておらず、洗い物や片付けは手伝っているが、洗い方や片付けが不適切なため、他者がもう一度洗い物や片付けをしている。</li> <li>・ 視覚障害ではあるが、食材や鍋等を渡してもらえば、自分で調理ができる。</li> <li>・ 手足に障害はあるが、食材や鍋等を渡してもらえば、自分で調理ができる。</li> <li>・ 炊飯器でご飯は炊けるが、知的障害もあり、火の扱いができず、おかずをつくらることができないので惣菜を買ってきて食べる。</li> <li>・ 料理はできないが、後片付けはできる。</li> <li>・ 通常はしていないが、指示があれば簡単な調理や片付け等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所先で食事を取っている場合の頻度 1日に（朝・昼・晩） × 週間頻度（日／週）</li> </ul> <p>経管栄養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胃ろう等の処置が為されている場合にチェック</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支援の必要性が低い（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視力障害ではあるが、電気調理器等を使って自分で調理している。</li> <li>・ 足元がふらふらして不安定な面もあるが、特に危険を感じることはなく、自分で料理をしている。</li> <li>・ 知的障害はあるが、自分で調理や後片付けもできている。</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支援の必要性がない（0）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理をする上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>	

### Ⅲ（家事援助）

#### Ⅲ－２．洗濯

##### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での洗濯が可能（又は不可能）と判断できる場合及び障害児の場合

聴き取り不要

##### 確認を要する場合

「洗濯はどうされていますか？」

「洗濯した衣類やシーツを干したり、取り入れたりするのはどうされていますか？」

（知的障害を有する場合等で直接聴き取りを行うものの上記によりがたい場合）

「今着ている服は誰が洗いましたか？」

「自分で洗濯して、干したことがありますか？」

「洗濯機を自分一人で使ったことがありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定） 一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体・知的・精神の区分を問わず、当該（家事援助）領域については、経験や知識がないために実態として行っていないか、あるいは不十分な場合には、抽象的な質問から、より具体的な質問により、個々の項目について支援なしに行っている範囲等を把握した上で、支援の必要度を判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要（3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視力障害のため、物のある場所が分からず、洗濯できない。</li> <li>・ 手足に麻痺があり、自分で洗濯できない。</li> <li>・ 知的障害などで洗濯の一連の流れが理解できないので指示しても何もできない。</li> <li>・ 洗濯に関しては全て他者にしてもらっている。（本来、行う能力があるものの、単に便利さや時間的なものからしていない場合は除く）</li> </ul>	<p>特記事項 （必須分） 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要（2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分ごとに介助が行われている場合や、不十分な箇所につき他者が行っている（やり直しを含む）。</li> <li>・ 視覚障害のため、干したり、片づけたりできないが、洗濯機で洗濯はできる。</li> <li>・ 手足に障害があるため、干したり、片づけたりできないが、洗濯機で洗濯はできる。</li> <li>・ 知的障害などで洗濯の一連の流れは理解できるが、やり方が身につけていない。方法が分からない。習慣がない場合に、他者の指示によりある程度洗濯ができる。</li> <li>・ 自宅のなれた洗濯機などでは一応操作できるが、不十分な点が多い。</li> <li>・ 洗濯機の使い方は知っているが、洗剤の量などで不十分な点が多い。</li> </ul>	<p>居宅介護の必要度合いの参考項目記載</p> <p>介助を要する動作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗濯の一連の動作の中で、どの部分に介助、代行が必要か</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視力障害はあるが、家の中では自由に動けるので、特に不安はなく、自分で洗濯して、干して、片づけている。</li> <li>・ 手足に障害はあるが、特に危険を感じることはなく、自分で洗濯して、干して、片づけている。</li> <li>・ 知的障害があり、細部までの丁寧さは無いものの、自分で洗濯して、干して、片づけている。（一連の行動は行なえているが、介助者が補完した方が望ましいという程度）</li> </ul>	<p>洗濯物の量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常、日常生活の中で出る洗濯物の量</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗濯機を複数回使用する必要があるかどうか</li> </ul>
<p>支援の必要性がない（0）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗濯する上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>	<p>洗濯が必要な回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の平常、日常生活の中で、1週間に必要な洗濯介助の回数</li> </ul>

Ⅲ－３．掃除

【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での掃除が可能（又は不可能）と判断できる場合及び障害児の場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「部屋の掃除はどうされていますか？」

「掃除にはどのくらいの時間がかかりますか？ 疲れたりすることはありませんか？」

（知的障害を有する場合等で直接聴き取りを行うもの上記によりがたい場合）

「あなたの部屋は誰が掃除をしていますか？」

「箒や掃除機はどこにあるか知っていますか？ 使ったことはありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体・知的・精神の区分を問わず、当該（家事援助）領域については、経験や知識がないために実態として行っていないか、あるいは不十分な場合には、抽象的な質問から、より具体的な質問により、個々の項目について支援なしに行っている範囲等を把握した上で、支援の必要度を判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要（3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視力障害があるため、汚れている所が分からず、掃除ができていない。</li> <li>・ 手足に麻痺があるため、自分で掃除ができていない。</li> <li>・ 知的障害などで掃除の意味が理解、把握できないので、何もできない。</li> <li>・ 掃除に関しては全て他者にしてもらっている。（本来、行う能力があるものの、単に便利さや時間的なものからしていない場合は除く）</li> </ul>	<p>特記事項 （必須分） 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要（2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分ごとに介助が行われている場合や、不十分な箇所につき介助者が行っている（やり直しを含む）。</li> <li>・ 自分で掃除機を使って掃除しているが、視覚障害のため掃除できない場所がある。</li> <li>・ 自分で掃除機を使って掃除しているが、手足に障害があるため掃除できない場所がある。</li> <li>・ 知的障害などで掃除する必要性は分かるが、やり方が分からない、身についていない、習慣化していない場合に、声かけなど一部介助をすれば、ある程度できる。</li> <li>・ 掃除をしているが片付いていないので、支援が必要。</li> <li>・ 簡単な掃除はできるが、掃除機までは使えていない。</li> <li>・ 第三者が見て、掃除できていないと判断される状況であっても、本人が掃除をする行為を行っている場合で、介助が行われていない。（本来なら掃除についての支援が必要と判断される場合）</li> </ul>	<p>居宅介護の必要度合いの参考項目記載</p> <p>清掃範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護において主に掃除する範囲</li> </ul> <p>清掃用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用用具</li> </ul> <p>頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の平常・日常生活において1週間のうちに掃除介助の必要な回数</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害はあるが、工夫して自分で掃除している。</li> <li>・ 手足に麻痺はあるが、特に危険を感じることはなく、自分で掃除をしている。</li> <li>・ 知的障害があり、一応行為は行えているが、支援があった方が望ましい。</li> </ul>	
<p>支援の必要性がない（0）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除をする上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>	

### Ⅲ（家事援助）

#### Ⅲ－４．整理・整頓

##### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での整理・整頓が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「家の中の整理・整頓などはどうされていますか？」

「整理・整頓でとても疲れたりすることはありませんか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「部屋が散らかった時は自分できれいにしていますか？」

「部屋を見てもいいですか？」

「どんなおもちゃが好きですか？ 見てもいいですか？」（障害児の場合）

「おもちゃは自分で片付けていますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体・知的・精神の区分を問わず、当該（家事援助）領域については、経験や知識がないために実態として行っていないか、あるいは不十分な場合には、抽象的な質問から、より具体的な質問により、個々の項目について支援なしに行っている範囲等を把握した上で、支援の必要度を判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

<p>常に支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が行うものの、全面的な介助が行われている。</li> <li>・ 視覚障害のため、物のある場所が分からず、整理・整頓ができていない。</li> <li>・ 手足に障害があるため、自分で整理・整頓ができていない。</li> <li>・ 知的障害などで整理・整頓の意味が分からず、指示してもできない。</li> <li>・ 整理・整頓については全て他者にしてもらっている。（本来、行う能力があるものの、単に便利さや時間的なものからしていない場合は除く）</li> </ul>
<p>ときどき支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分ごとに介助が行われている場合や、不十分な箇所につき介助者が行っている。</li> <li>・ 一連の行為の全てに一部介助や見守り等の支援を必要とする。</li> <li>・ 自分の手の届く範囲で整理・整頓するが、視覚障害のため整理・整頓をできない所がある。</li> <li>・ 自分の周囲は整理・整頓しているが、手足の障害のため整理・整頓をできない所がある。</li> <li>・ 知的障害などで整理・整頓の必要性は分かるが、やり方が分からない、身につけていない、習慣化していない場合に、指示すればある程度できる。</li> <li>・ 知的障害などで整理・整頓しているが大雑把で、片付いてとは言えない。</li> <li>・ こだわり等で一部分のみきちんとしており、部屋全体の整理・整頓は出来ない。</li> </ul>
<p>支援の頻度が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害はあるが、工夫して自分で整理・整頓をしている。</li> <li>・ 手足に障害はあるが、特に危険を感じることはなく、自分で整理・整頓をしている。</li> <li>・ 知的障害があり、一応行為は行えているが、支援があった方が望ましい。</li> </ul>
<p>支援の必要がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理・整頓をする上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>



### Ⅲ（家事援助）

#### Ⅲ－５．買い物

##### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での買い物が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

##### 確認を要する場合

「普段の買い物はどこに行っていますか？ 買い物はどうされていますか？」

「品物を選んだり、お金を支払ったりする際に困ったことはありますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「お菓子やジュース（野菜や肉・シャツやズボン）はいつもどこで買っていますか？」

「今までに買ったもので好きなものは何ですか？」

「買い物に行くときは、どのくらいお金を持っていきますか？」

「一人で買い物に出かけることはありますか？」

「レジで支払いを一人でしたことはありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体・知的・精神の区分を問わず、当該（家事援助）領域については、経験や知識がないために実態として行っていないか、あるいは不十分な場合には、抽象的な質問から、より具体的な質問により、個々の項目について支援なしに行っている範囲等を把握した上で、支援の必要度を判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

常に支援が必要（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分一人では全く買い物をする事ができない。</li> <li>・ 自分の欲しいものをカゴに入れるのみで金銭の支払を他者が行っている。</li> <li>・ 知的障害もあり、欲しいものが全くなく、買い物をしていない。</li> <li>・ 自販機ではジュースを買うことができるが店では買い物はできない。</li> </ul>	特記事項 （必須分） 記載内容
ときどき支援が必要（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よく行くお店であれば買い物ができるが、店が変わるとできない。</li> <li>・ 自分一人では不十分なため付き添い・見守り・声かけが必要である。</li> <li>・ 一定額（ex500円、3000円など個人によって設定されている金額）までの買い物はできるがそれ以上はできない。</li> <li>・ 買い物リストを見せてお店の人が商品を選んでくれる形で買い物をしている。</li> <li>・ お札を出してお釣をもらうことはできるが、知的障害のため細かい計算はできず、おつりの額等が分からない。</li> <li>・ 物を買ってお釣をもらうことはできるが、知的障害のため買い物リストを書いたメモを渡す必要がある。</li> <li>・ 買い物を頼むと、一人で買い物して帰ってこられるが、商品を買うことを忘れてたり、全然違うものを買ってくる。</li> </ul>	居宅介護の必要度 合いの参考項目記載  ヘルパーに～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルパーに介助、代行してもらうものを記載                      （例）                      1週間分の食材</li> </ul> 頻度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の平常、日常生活の中で1週間に買い物介助の必要な回数</li> </ul>
支援の頻度が低い（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算はできないが、自分ひとりで品物を選択し支払をする際に、所持金額で足りなければ、品物を減らす等の調整をして買い物ができる。（経験でなんとなく身についている様子を確認する。）</li> <li>・ 買い物リストがあれば買い物の一連の行為が行える。</li> <li>・ 外出による買い物はできないが、通販・インターネット・訪問販売・宅配サービス等により買い物を行っており、本人が不便を感じていない。</li> <li>・ 視力障害はあるが、自分で買い物をしている。</li> <li>・ 手足に障害があるが、特に危険を感じることはなく、自分で買い物をしている。</li> </ul>	
支援の必要がない（0）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物をする上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>	

### Ⅲ（家事援助）

#### Ⅲ－6．金銭管理

##### 【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での金銭管理が可能（又は不可能）と判断できる場合及び幼児の場合

聴き取り不要

##### 確認を要する場合

「お金の出し入れや買い物の際の支払い等の金銭の管理はどうされていますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「月々に決まった範囲でお金を使っていますか？ お金の管理は誰がしていますか？」

「お金が少なくなったらどうしていますか？」

「お小遣いはどうしていますか？ 何を買うのが好きですか？」（学齢児の場合）

「お金を使うときは誰かに聞いてから使っていますか？」

「金銭の大小、500円と1000円の違い等が分かっていますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体・知的・精神の区分を問わず、当該（家事援助）領域については、経験や知識がないために実態として行っていないか、あるいは不十分な場合には、抽象的な質問から、より具体的な質問により、個々の項目について支援なしに行っている範囲等を把握した上で、支援の必要度を判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

全面的な支援が必要（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭の管理に係る行為すべてに介助が行われている。</li> <li>・ 必要な分だけ必要な時にもらい、自分で管理できない。</li> <li>・ 視覚障害があるため、物のある場所が分からず、金銭管理ができていない。</li> <li>・ お金を持っていればあるだけ使うため、小額を渡しているが、すぐに全て使いきってしまう。</li> <li>・ 金額の計算を行わずに財布からのお金の出し入れのみを行っている。</li> <li>・ 自分で金銭の管理は行うが、消費者金融等で借金を重ねてしまう等の適切な管理ができていない。</li> <li>・ 訪問販売で高額な買い物をしてしまう等金銭管理ができていない。</li> </ul>
部分的な支援が必要（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小遣い銭として少額のみ自己管理している。（その範囲内であれば考えて使うことができる）</li> <li>・ 全部持たせられないので少額持たせている。（その範囲内であれば考えて使うことができる）</li> <li>・ 自分がいくら使ったかわからない、ときどき使った金額を忘れる、計算間違いをする等で他者が確認する必要がある。</li> <li>・ 視覚障害のため自分でお金の出し入れができない。</li> <li>・ 手足に障害があるため自分でお金の出し入れができない。（銀行へ行くことができない）</li> <li>・ 現金の金銭管理はできるが、キャッシュカードが使えないので、銀行等から預金をおろせない。</li> </ul>
支援の必要性が低い（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所持金の支出の把握、管理を行っている、出し入れする金額計算を介助なしに自分でやっている。</li> <li>・ 視覚障害はあるが、自分で金銭管理をしている。</li> <li>・ 手足に障害はあるが、自分で金銭管理をしている。</li> </ul>
支援の必要性がない（0）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭管理をする上で障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>特に、判断が「全介助」か「できる」ばかりに寄ってしまいがちな項目なので、特記事項欄も利用し、出来るだけ多くのエピソードを記載し、本人の能力やサービスの必要性を明確にイメージできるように留意する</p> </div>

### Ⅲ（家事援助）

#### Ⅲ－７．物の持ち上げ・運搬等

##### 【聞き方等の例】

明らかに自力での持ち上げ・運搬が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

**確認を要する場合**

「布団をほしたり、片付けたりするときはどうしていますか？」

「ゴミを出すのはどうしていますか？」

「テレビのチャンネルをかえるときはどうしていますか？」（軽いものがもてそうにない場合等）

**本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して**

上記確認を家族に対して行う。

※ 身体動作の評価項目ではなく、家事としての物の持ち上げ・運搬（例えばゴミ出し）に介助がどれだけ必要かを評価する項目なので、知的障害などにより動作としては可能でも、行為の目的が全く理解できないために全面的な支援が必要である場合などあり。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手に力がなく、ゴミを一人で出すことはできない。</li> <li>・ 知的障害があり、持ち上げ・運搬の意味がわからず、全てしてもらっている。</li> <li>・ コップなどを運ぶことができない。</li> </ul>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミの入った袋は運べるが、布団は運べない。</li> <li>・ 自分一人では不十分なため付き添いが必要である。</li> <li>・ 知的障害があり、持ち上げ・運搬の目的、意味が良く分かっていないので、指示を受けることで行動している。</li> </ul>	<p>居宅介護の必要度合いの参考項目記載</p> <p>ゴミの量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助する場合に特に配慮する必要があるかどうかの視点で多いか少ないか判断</li> </ul> <p>ゴミ出しの回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週に何回か</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 布団は片付けることはできるが、もっと重いものは持てない。</li> <li>・ 布団の上げ下ろし等が、自宅でのお手伝い項目になっている。</li> </ul>	<p>←</p> <p>※ エピソードの書き方として、知的・精神障害の場合、具体的なエピソードを記載するときは、ゴミ出しの一連の行動を自立して行えるかを例に記載すると分かりやすい</p>
<p>支援の必要性がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持ち上げ・運搬をする上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>	

Ⅲ－８．安全確認

【聞き方等の例】

身体状況や家族の状況、住環境等から、明らかに安全確認の支援が必要（又は不要）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「家の戸締りや窓の開け閉めはどうしていますか？」

「今までにお風呂を沸かしたり、タバコの火の始末などではっとしたりしたことはありますか？」

「家の中で動いていて何かにつまづいたり、画鋲などが落ちていて怪我をしたりしたことはありますか？」

「鍵を使って自分で家に入ったり、出かけたりしたことがありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

毎日支援が必要（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手に力がなく、戸締りをしたり、鍵を閉めたりできない。</li> <li>・ 知的障害もあり、戸締りや火の消し忘れの意味がわからず、確認することはできない。</li> <li>・ 家を毎日散らかすため、物が落ちたりして非常に危険である。</li> </ul>
ときどき支援が必要（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドアの鍵をしめたり、火の確認はできるが、窓の鍵を閉めたり、雨戸を閉めたりができない。</li> <li>・ 自分一人ではタバコの後始末が不十分なため声かけや確認が必要である。</li> <li>・ 家を散らかすときもあり、危険防止のため、時折見守りが必要である。</li> </ul>
支援の頻度が低い（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火事・地震等の災害などの緊急事態以外は、自分で安全確認ができる。（緊急時対応はⅣ—4で評価）</li> <li>・ 家は散らかすが特に危険な状態にはならない。</li> </ul>
支援の必要がない（0）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸締り、安全確認をする上での障害は全くなく、何ら支障はない。</li> </ul>



Ⅲ－９．服薬管理

【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに自力での服薬管理が可能（又は不可能）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「今、何か薬を服用していますか？ 薬を飲むときはどうしていますか？」

「決まった時間に決まった量の薬を飲まれていますか？」

「風邪気味かなと思ったときはどうしていますか？」

「薬箱は手の届くところにありますか？ 古くなった薬はどうしていますか？」

「お薬は錠剤で飲みますか？あるいは粉薬やシロップですか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 現在、薬を飲んでいない場合には、服薬が必要となった場合に支援が必要な状態であるかを判断する。

### Ⅲ（家事援助）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

#### 【事例等】

常に支援が必要（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲む時間を忘れて、飲む量がわからない。</li> <li>・ 麻痺等の障害等により自分では飲めないために、薬の内服にかかわる行為全てに介助が行われている。</li> <li>・ 視覚障害のため、物のある場所が分からず、服薬管理ができない。</li> <li>・ 手足に麻痺があり、自分で服薬管理ができない。</li> <li>・ 知的障害を有するため、一人では服薬の意味がわからず、他者が量及び方法（粉薬をとかず等）を介助し、手渡しをして飲ませている。</li> <li>・ 知的障害等のため、そのままでは服用しないので、ご飯にまぜる等している。</li> </ul>
ときどき支援が必要（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬を飲む際の見守り、飲む量の指示や確認等が行われている、あるいは、飲む薬や水を手元に用意する、オブラートに包む、介護者が分包する等何らかの介助が行われている。</li> <li>・ 視覚障害のため自分で薬の出し入れができない。</li> <li>・ 手足に障害があるため自分で薬の出し入れができない。</li> <li>・ 知的障害を有するものの、服薬の必要性は理解している。しかしながら、用意や分包等の介助が他者により行われている。</li> <li>・ 服薬を忘れることがあるため、声かけが必要。</li> </ul>
支援の頻度が低い（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害はあるが、自分で服薬管理をしている。</li> <li>・ 手足に障害はあるが、自分で服薬管理をしている。</li> </ul>
支援の必要がない（0）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬の飲む時間や飲む量を理解し、介助なしに自分で内服薬を服用している。</li> <li>・ 服薬管理をする上で障害は全くなく、何ら支障はない</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px; width: fit-content;"> <p>特記事項欄 ・ 服薬頻度（朝・昼・晩）</p> </div>

Ⅳ－１．意思の伝達をする

【聞き方等の例】

聴き取り時の質疑応答状況から、明らかに適切な意思表示がなされていると判断できる場合

聴き取り不要（会話以外の場合の手段等については特記事項欄に記載）

**確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）－家族に対して**

「ご本人の意思や訴え、欲求について、ご家族の方はいつも把握することができますか？」

「空腹、渇き、排泄、痛みや発熱時等についての意思表示はどのようにされていますか？」

「ご本人が意のままにならずにストレスを抱えていると感じられたことはありますか？」

「意思の表現方法は具体的にどうされていますか？ 関わりを継続すれば誰でも理解できるでしょうか？」

IV (意思疎通手段)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

全 面 的 な 支 援 が 必 要 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 痛くても、痛いとは言えない。(苦しくても我慢している等で、他者が常に気を配る必要がある場合を含む。)</li> <li>・ 何も訴えができない。</li> <li>・ 感情表現が極めて乏しい。</li> <li>・ 「～をしたい。」等の、自分の意志を訴えることがない。</li> <li>・ 自閉症等で他者には全く口を開こうとしない。</li> <li>・ おなかですいた時は、おなかですいたような表情をする(家族や慣れた人にしか分からない)。</li> <li>・ 人見知りが強く自分から話しかけることができない。</li> <li>・ 家族なら、話しかけられると答えられるが、他人に話しかけられても、全く意志を伝えることができない。(無視している場合を含む。)</li> </ul>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p>
部 分 的 な 支 援 が 必 要 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思表示はするが吃音等がひどく、伝わりが困難である。</li> <li>・ 口話以外の手段(手話・身振り・絵カード・トーキングエイド・筆談等)で意志伝達が可能である。</li> <li>・ トイレに行きたい時は、陰部を指で指す等本人独自のサインや行動で意思を表現し、概ねその内容がわかる。</li> <li>・ 自分から意思表示をしないが、問いかけにうなずくことができるので、ある程度の意志は伝わる。</li> <li>・ 話し方が極端に遅いため、内容的に一部分しか伝えられない。</li> <li>・ 興味のあることや、食べたり飲んだりといった基本的な日常生活に関わることを以外は、意思表示を全くできない。</li> <li>・ 自分の好きなこと(嫌いなこと)についてのみ、意思表示ができる。</li> <li>・ 意思表示は行うものの、場面にそぐわない意志を表す。</li> <li>・ 自閉症等により、独自のパターンでの話し方をし、平常とは違う言葉の使い方をする。</li> <li>・ 自閉症等により、上手に言葉を操れるが、変な比喻を使ったり、気持ちのこもらない話し方をする。</li> </ul>	<p>伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思伝達の方法をチェック</li> </ul> <p>1：言語 2：動作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェスチャーや指差し、クレーン行動などのみで表示</li> </ul> <p>3：筆談 4：発声</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「あーあー」や泣き声のみ</li> </ul> <p>5：その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体記載 (例)手話 マカトン</li> </ul>
支 援 の 必 要 性 が 低 い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多少会話がぎくしゃくするが、概ね何が言いたいのか分かる。</li> <li>・ 障害のため発語が聞き取りにくいという印象は受けるが、全て言う内容は分かる。</li> <li>・ 妄想やこだわりにより、前後のつながりと関係ない内容が混じるが、概ね意味は通る。</li> </ul>	
支 援 の 必 要 性 が な い (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人から十分に聞き取りができ、質問に対する受け答えも明確である。</li> <li>・ 何の支障もない。</li> </ul>	

IV－２．他者からの意思伝達を理解

【聞き方等の例】

聴き取り時の質疑応答状況から、明らかに適切な理解及び回答がなされていると判断できる場合

聴き取り不要（会話以外の場合の手段等については特記に記載）

**確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）－家族に対して**

「ご家族とは普段どのように意思を伝わっていますか？」

「ご飯を食べようとか、お茶を飲もうとか、トイレへ行こうとか、普段の生活の中で必要なことの言葉の意味合いを理解できていますか？」

「ご家族の言われることや行動について、ご本人は理解をされていますか？」

「本人だけが理解できる特別な意味合いの言葉がありますか？」

「指示や呼びかけが伝わりにくいことがありますか？ どのようなときですか？」

「状況や話の内容が理解できずにストレスを抱えていると感じられたことはありますか？」

「お話をされてもわかってもらえずにご家族の方がストレスを感じられたことはありますか？」

「理解の表現方法は具体的にどうされていますか？ 関わりを継続すれば誰でも認識できるでしょうか？」

#### IV（意思疎通手段）

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

##### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要（3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どんな声かけをしても、全く反応しない。</li> <li>声かけや問いかけに対し、反応は見せるが、いつも同じ反応の仕方（全て首を振る等）で意味が理解されていない。</li> </ul>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p>
<p>部分的な支援が必要（2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や水分補給のため声かけをすると、他者の声かけを理解して反応する。（<b>Yes</b> / <b>No</b> の反応を含む）</li> <li>手話・筆談しか理解できず日常生活に支障がある。</li> <li>「ご飯を食べなさい」「お風呂に入りなさい」といった簡単な内容しか理解できない。</li> <li>今すぐのことは理解できるが、「明日～をする。（しなさい。）」等の、未来や過去のことについては、理解が難しい。</li> <li>その時には理解しているが、すぐ忘れる、または時間がたつと覚えていない。（例：高次脳機能障害による記憶障害等）</li> </ul>	<p>理解方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IV-1 伝達方法と同じ</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の指示を理解した上で嫌だと答えている。（いつも嫌と拒否する言葉が返る場合、他者の指示を理解していて答えているのかどうかで判断する）</li> <li>手話・筆談を理解できるとともに、相手の口を見て大体の内容を理解できている。</li> <li>日常生活に関することについては理解でき、生活する上で特に大きな支障はない。</li> <li>おうむ返しに相手の言葉を繰り返すが、指示された内容については一応そのとおりに行動し、支障を生じていない。</li> </ul>	
<p>支援の必要性がない（0）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人から充分に聞き取りができ、質問に対する受け答えも明確である。</li> <li>何の支障もない。</li> </ul>	

IV－3．代筆、電話の仲立ち等

【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに代筆・電話の仲立ち等の支援が必要（又は不要）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「今日、調査にお伺いするにあたって、申請書は誰が書かれましたか？」

「郵便や宅急便の際の署名や捺印はどうしていますか？」

「電話がかかってきたときなどはどう対応していますか？」

「自分から電話をかけられることはありますか？」

「読み書きや計算はどのくらい一人で出来ますか？」（知的障害者・障害児の場合）

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### IV (意思疎通手段)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

##### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手指が動かないので、連絡は全て他者の支援が必要。</li> <li>・ 意思疎通に障害があるため、家族等の支援が必要。</li> <li>・ 電話にでることはあるが、相手や話の中身を取り次ぐことはできない。</li> <li>・ これまでに電話にでたことはない。</li> <li>・ 電話にでることができない。</li> <li>・ 名前程度しか書くことが出来ず、書類などは他者の代行が必要である。</li> </ul>
<p>部分的な支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話は使えるが、ファックスで書類を送ることができない。</li> <li>・ 電話連絡はでき、住所・名前程度は書くことができるが、書類を書けない所がある。</li> <li>・ 自分で電話をかけることはできるが、受けることはできない。</li> <li>・ 指示を受けながらであれば書類等は書くことが出来る。</li> <li>・ 電話の受け、かけはしているが、取り違えて理解することが多い。</li> </ul> <p>※ 聴覚障害で次のような場合には「部分的支援」とする。(例：記入可、ファクシミリ可であるが、電話が不可である場合)</p>
<p>支援の必要性が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきりではあるが、工夫して、自分で電話をとって、話すことができる。</li> <li>・ 手が震えて、字がゆがむが、自分で申請書を書くことができる。</li> <li>・ 移動機能等に支障はあるが、携帯電話を自分用に持ち、使用している。</li> </ul> <p>※ 書類の署名などが不十分やできない場合には部分とする。</p> <p>※ (身体障害により) 携帯電話については使用できるが、自宅の電話が持ち上げられない場合には、「物の持ち上げ・運搬等」の項目で評価し、ここでは「支援の必要性が低い」とする。</p>
<p>支援の必要性がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何の支障もない。</li> </ul>



IV－4．緊急時の対応等

【聞き方等の例】

身体状況等から、明らかに緊急時の対応等の支援が必要（又は不要）と判断できる場合

聴き取り不要

**確認を要する場合**

「急に体調が悪くなったときはありましたか？ その場合はどのように助けを求められましたか？」

「火事や地震、事故や強盗などにあったとき、ご自身で助けを呼ぶことはできますか？」

「緊急の場合に、周りの人に知らせることはできますか？」

「これまで一人で留守番したことがありますか？」

**本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合を想定） 一家族に対して**

上記確認を家族に対して行う。

#### IV (意思疎通手段)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

##### 【事例等】

<p>全面的な支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分で緊急時に連絡ができない。</li> <li>火事・地震等の災害について認識がなく、何の対策もとれない。</li> <li>トーキングエイドは使えるが、緊急時の迅速な連絡がとれない。</li> <li>電話はすることができるが、障害のためすぐに逃げるできない。</li> <li>火が燃えているところに近づいていくなど危険予測や認知が出来ていない。(たき火と火事の区別がついていない場合等)</li> <li>知的、精神障害等のため、緊急時にどうしたらよいか分からず対応できない。</li> </ul>
<p>部分的な支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話連絡もできるし、障害はあるが、危険時に家から外にすることもできるが、貴重品や荷物を出すことができない。</li> <li>知的障害を有するものの、緊急時に周りの人に知らせる程度の対応はとっさにとれる。</li> <li>全ての場合に行動停止等まで至る訳では無いが、パニック障害を持ち、対応出来ない危険性もある。</li> </ul>
<p>支援の必要性が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害はあるが、自分で連絡できて、対応もできる。</li> <li>知的、精神障害があるが、緊急連絡先をいくつか持っており、近所あるいは何処かに連絡がつきそうである。</li> </ul>
<p>支援の必要性がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何の支障もない。</li> </ul>

V-1. 対人関係・適応性・順応性・自閉的傾向

【聞き方等の例】

- 「ご近所の方との行き来はありますか？」  
「親しい友人（お友だち）はいらっしゃいますか？」  
「あまりお話をされませんが、お話をすることは嫌なほうですか？」（緊張によるものかどうかを区別）  
「今までに引越しをされたことはありますか？ 新しい環境でも比較的すぐ慣れますか？」  
「外に出かけたり、新しいことを始めたりすることは好きな方ですか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

- 「集団の中でも溶け込めますか？ 知らない人の間でも大丈夫ですか？」  
「一人にしておいても大丈夫ですか？」  
「人の輪に入るときに、本人独自の接触方法等がありますか？」  
「自分勝手な行動をとるように見えますか？」  
「学校などで、皆とうまく遊べていますか？」  
「ご家族と離れても大丈夫ですか？」（障害児）  
「他の子たちと一緒に遊べますか？ 他の子どもに興味を持っていますか？」（障害児）

【対象例】

- ・ これまで外出に抵抗はなかったが、何らかのきっかけで、全く外出できなくなり、1年以上ひきこもりが続いている。
- ・ 声かけをしてもなかなか外出できない。
- ・ 母親の姿が見えなくなると、不安がって落ち着かず泣いてしまい、遊びなどができない。
- ・ 他人と接すると、パニックになったり、体調を崩したりする。
- ・ 特定の人の言葉、特定の単語に過剰反応する。
- ・ 他の人と協調して遊ぶことができない。
- ・ 自分の気持ちを伝えたり、人の気持ちを理解したり、くみとることが苦手。
- ・ 視線をそらしたり、抱えられることを嫌がったり、周りの世界に無関心に見えたりする。
- ・ 被害妄想などの精神症状により、作話、対人不安、易怒などの状態にあり、対人関係の構築に支障がある。
- ・ 活動と興味が限定されてしまう。
- ・ 自閉症により、行動が自分独自のものになりがちである。
- ・ 無為自閉的で、他人の行動に無関心である。
- ・ 家族や特定の人以外と全く接触したがない。
- ・ 他者との接触が本人にとって大きな負担になっていると考えられる。
- ・ 自分からは話をしないが、話し掛け、声かけがあれば反応がある。
- ・ 集団への溶け込みが苦手で、自分から入り込めない。
- ・ 悪気はないが、他者との関わりでたたいたり、さわったりする際の力が強すぎて相手に不快感や怪我をさせてしまう場合がある。
- ・ 知らない場所で親と離れていると、泣いたり、食事をとろうとしない。

V (行動障害)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

	特記事項 (必須分)	記載内容
毎日支援が必要 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前ページ対象例のような行為が現在あり、目を離すことができず、常に気を配っている。</li> <li>対象例のような行為は現在治まっているが、いつ起こるか分からないので、常に気を配っている。</li> </ul>	<p><b>障害程度区分認定調査項目を参考記載 (7 行動障害関連項目)</b></p> <p><b>ア 被害的になる</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>実際には盗られていないものを盗られたと言うなど</li> </ul> </p> <p><b>イ 作話言いふらし</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>作り話を不特定多数に言いまわる。作り話をするだけでは該当しない</li> </ul> </p> <p><b>ウ 幻視幻聴</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>錯覚、幻視、幻聴。飛蚊症は非該当</li> </ul> </p>
ときどき支援が必要 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく、今現在は注意する程度である。</li> <li>服薬等で安定している。</li> </ul>	<p><b>エ 感情の不安定</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>些細なことで感情が激しく変動。易怒、突然の笑い出しなど</li> </ul> </p> <p><b>ヒ 突発的行動</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>自閉等で突発的に興味の方へ走っていなくなるような行動</li> </ul> </p> <p><b>ヘ 憂鬱、思考力低下</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>抑うつ気分、酷く悲観的で日常に支障。自殺企図防止に常に人がついていなければならない場合など</li> </ul> </p> <p><b>ホ 反復行動</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>こだわり、固執による反復行動で日常に支障がある</li> </ul> </p> <p><b>マ 対人面の不安緊張</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>対人不安、緊張などにより外出できない。長期引きこもり</li> </ul> </p>
支援の頻度が低い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> <li>以前その行為があったが、医師等の診断によれば、特に注意する必要がない。</li> <li>集団内で特に意思表示や自己主張することはないが、自分なりに溶け込んでおり、本人に影響があらわれていない。</li> </ul>	<p><b>ミ 意欲が乏しい</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>他者からの働きかけがないと自室に閉じこもって何もしない。もしくは、働きかけがあっても何もしないなど</li> </ul> </p> <p><b>ム 話がまとまらない</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>話しに一貫性が無い。全く意図しない返答があるなど</li> </ul> </p> <p><b>メ 集中力が続かない</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>集中が持続せず、生活の場面で役割や課題をやり遂げられない</li> </ul> </p> <p><b>モ 自己の過大評価</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>現実にはそぐわない地位や能力が自分にあると主張する</li> </ul> </p> <p><b>ヤ 疑い深く拒否的</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>他者を疑い、話し合いや本人のための提案を受け入れない</li> </ul> </p>
支援の必要がない (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全く問題がない(過去にもなかった)。</li> </ul>	<p>○ 頻度について                      (ア～ト) (へ～ヤ)                      ときどきある=少なくとも1ヶ月に1回以上                      ある=少なくとも1週間に1回以上</p> <p>(ヒ)                      稀にある=数ヶ月に1回以上                      週に1回以上、日に1回以上=言葉通り                      日に頻回=日に何回か分からないほど</p>

V-2. 自傷行為

【聞き方等の例】

調査時の状況から、明らかに当該質問が不適切（自傷行為がない）と判断できる場合

聴き取り不要

確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）—家族に対して

「自分で自分のことを傷つけたりすることがありますか（今までにありましたか）？」

「どういった状況になったときに、そのような行為におよびますか？」

「例えばどのようなことですか？」

「どういった対応をすれば治まりますか？」

「制止はききますか？」

【対象例】

- ・ 自分の手に湯をかけたり、傷をかきむしったりして、目を離すことができない。
- ・ 自分の服の袖口等をビリビリ破ったり、ボタンをむしったりする。
- ・ 壁や机等どこでも自分の頭をガンガン打ち付けたりする。
- ・ 手をかんだり、地団駄を踏んだりする。
- ・ 自分の頭や手や胸をたたく、指・手首・腕・衣服等を噛む・つねる、手首・腕等を引っかく、頭や体を物にぶつける、物に体当たりする、髪をかきむしる。
- ・ 手首を切るなどの自殺行為を図る。鋭利な物で自分を傷つける。
- ・ 場所に関係なく裸になる。
- ・ 机を、尋常ならざる強さで叩く。

V (行動障害)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

毎日支援が必要 (3)	ときどき支援が必要 (2)	支援の頻度が低い (1)	支援の必要がない (0)	特記事項 (必須分) 記載内容
毎日支援が必要 (3)	ときどき支援が必要 (2)	支援の頻度が低い (1)	支援の必要がない (0)	特記事項 (必須分) 記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>前ページ対象例のような行為が現在あり、目を離すことができず、常に気を配っている。</li> <li>対象例のような行為は現在治まっているが、いつ起こるか分からないので、常に気を配っている。(ごくまれにしか対象例のような行為はおこさないが、おこした場合に自分や周囲に対して非常に危険度の高いものになる場合を含む)(自傷行為を起こさせないよう常に環境配慮が行われ、働きかけが継続されている場合を含む)</li> <li>対象例のような行為が現在毎日のようにあり、その都度制止等の対応を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく、今現在は注意する程度である。</li> <li>服薬等で安定している。</li> <li>ときどき対象例のような行為があるが、その都度声かけによる働きかけをすることによっておさまることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前(子どもの頃を含む)あったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全くそのような行為はない。(過去にもなかった)</li> </ul>	<p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自傷行為の種類を端的にチェック</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1: 衣服の破損</li> <li>2: 手首を噛む</li> <li>3: 手で頭を叩く</li> <li>4: 壁を叩く</li> <li>5: 身体を壁にぶつける</li> <li>6: 自殺行為を図る</li> <li>7: その他【具体的に】</li> </ol> <p>障害程度区分認定調査項目を参考記載 (7 行動障害関連項目)</p> <p>又 自ら叩く等の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自傷行為の頻度</li> </ul> <p>稀にある=数ヶ月に1回 月に1回以上 週に1回以上 ほぼ毎日=言葉通り</p>

V-3. 他人・物に対する粗暴な行為

【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに当該質問が不適切（他害行為がない）と判断できる場合

聴き取り不要

確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）—家族に対して

「ご家族や他の方を傷つけたり、物を壊したりしたことがありますか（今までにありましたか）？」

「それは言葉ですか？ それとも実際に暴力に及びましたか？」

「どういった状況になったときに、そのような行為がありましたか？」

「どういった対応をすれば治まりますか？」

「制止はききますか？」

【対象例】

- ・ 机の上の鉛筆やコップ等を投げてしまう。
- ・ 他人の服を引っ張って破ったりする。
- ・ 他者の発言が気に入らないと、杖等を振り回して危険なことがある。
- ・ 他の人をたたく、殴る、引っかく、つねる、噛み付く、蹴る、突き飛ばす、頭突きをする、引っ張る等。
- ・ 石や砂を投げる。
- ・ 湯をぶちまける。
- ・ 攻撃的な言動を吐く（あほ、ばか、死んでしまえ、殺したる等）。
- ・ 家の窓から物を外へ放り投げる。
- ・ 怒られたときや自分の思い通りにならないときや気に入らないときには、物を投げたり、攻撃的な言動をはいたりする。
- ・ 性器の露出や性行為の強要などを行う。
- ・ 他人の持ち物を盗む。
- ・ 壁・扉をたたく、蹴る、窓ガラスを割る。
- ・ 悪気はなく（むしろ機嫌の良い時など）、物を放り投げる等の行為が見られ、それが他者や器物に危害を与えることがある。
- ・ 悪気はないが、力の加減ができず、相手に損害や不快感を与える。
- ・ 他者とのスキンシップのつもりが抱きつく等の行為として表現される場合等を含む。

V (行動障害)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

毎日支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前ページ対象例のような行為が現在あり、目を離すことができず、常に気を配っている。</li> <li>対象例のような行為は現在治まっているが、いつ起こるか分からないので、常に気を配っている。(ごくまれにしか対象例のような行為はおこさないが、おこした場合に自分や周囲に対して非常に危険度の高いものになる場合を含む)(他害行為を起こさせないように常に環境配慮が行われ、働きかけが継続されている場合を含む)</li> <li>対象例のような行為が現在毎日のようにあり、その都度制止等の対応を行う必要がある。</li> </ul> <p>※ 家族にだけ他害行為があり、他人には全くない場合には、その他害行為の頻度が高い場合には毎日支援が必要とする。</p>	<p>特記事項(必須分) 記載内容</p> <p>他害行為の状況を端的にチェック対象                      1:人 2:物                      種類                      1:言動 2:行動                      3:その他【具体的に】</p>
ときどき支援が必要(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく、今現在は注意する程度である。</li> <li>服薬等で安定している。</li> <li>ときどき左記対象例のような行為があるが、その都度声かけによる働きかけをすることによっておさまることができる。</li> </ul>	<p>障害程度区分認定調査項目を参考記載 (7 行動障害関連項目)</p> <p>カ 暴言、暴行                      ・ 暴言、暴行、あるいは両方</p> <p>ク 大声を出す                      ・ 周囲に迷惑となる大声</p> <p>ソ 火の不始末                      ・ あらゆる火の元の不始末                      ・ 環境配慮されている場合は「ない」</p>
支援の頻度が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> </ul>	<p>タ 物を壊す、衣類を破る                      ・ 物や衣類を壊して生活に支障が出る                      ・ 環境配慮されている場合は「ない」</p> <p>ネ 他を叩く等の行為                      ・ 叩く、蹴る、壊す行為                      ・ 髪の毛を引っ張る                      ・ 跡が残るほど傷つける</p>
支援の必要がない(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全くそのような行為はない(過去にもなかった)。</li> </ul>	<p>頻度については、前出の項目の判断基準に準ずる</p>



#### V-4. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動

##### 【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに当該質問が不適切（不安定な行動等がない）と判断できる場合

聴き取り不要

確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）—家族に対して

「ご家族からみて、何かに特に強い関心やこだわりがあると思いますか？ それは何ですか？」

「強い関心事やこだわりをとめた時に、それはパニックにつながることはありますか？」

「何かの拍子にどこかに行ってしまう等で心配されたことはありましたか？」

「パニックを起こすことはありますか？ どのような時か特徴はありますか？」

「どういった対応をしていますか？」

「作業などでじっと座っていることはできますか？」

「パニックに近い状態となって、周囲が手助けする必要性が今までにありましたか？」

##### 【対象例】

- ・ 怒られた時や自分の思い通りにならない時や気にいらぬ時に、大声を出して泣き叫んだりパニックを引き起こしたりする。
- ・ 特定の物に強いこだわりがあり、好きな物を見つけるまで、本棚から本を全て出してしまう。
- ・ 物の位置や窓を閉め切る等の強いこだわりがあり、それに対して他者が制止したり、他の場面へ誘導したりすると激しいパニックを起こし、興奮して粗暴になる。反対に、行動停止を招く。（カタトニアなど）
- ・ 身体・生命の危険につながる飛び出しをする。
- ・ 目を離すと一時も座らず走り回る、飛び跳ねる、ずっと手を鳴らす。
- ・ 配膳のメニュー・順番や並びが違おうと、ご飯を食べる時にパニックになり、テーブルごとひっくり返したり、食器を投げたりする。
- ・ 偏食が多く、母親以外の人がいると食べようとしない。
- ・ 大きな声で奇声をあげて、周囲が困っている。
- ・ 一人にしておくや飛び出し等の生命の危険がある。
- ・ 予定外の行動を強いられると、パニックを引き起こす。しようと思っていたこと（本人の中でのスケジュール）が、予定変更のためにできなくなると対応できず、怒ったり泣いたりする。
- ・ ゴミ（煙草の吸殻等を含む）が落ちていると、大変気にしてのけようとする。また、道路等でも拾いにかかるなど、危険を伴う。
- ・ 気に入った職員や友人等が他者と話したりすると怒ったり泣いたりする。
- ・ 広告をまとめて捨てる、セロハンで貼る等の行為を繰り返す。
- ・ 同じ道順、同じ着替えの順序、同じ日課などのこだわりを持つ。
- ・ 手をひらひらさせる、体をくねらせる、くるくる廻る、前後に体をゆする等の動作を繰り返す。
- ・ 自閉症により、痛みに鈍感であったり、寒さや暑さを感じなかったり、逆にこれらに敏感に反応する。
- ・ 親や家族、他の人々に対して自分から働きかけることが極端に少ない。
- ・ 多動行動が多い。行動停止が多い。
- ・ 水遊びに執着し、水の出っぱなし等の行為がある。（この他、好きな行為ばかりに執着してしまう。）
- ・ 掃除機の音や犬の吠える声等をとても嫌がる。
- ・ 排泄や食事、入浴等の日常生活行為が特定の場所や時間でないとできない。

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

	特記事項 (必須分)	記載内容
<p>毎日支援が必要 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前ページ対象例のような行為が現在あり、目を離すことができず、常に気を配っている。</li> <li>対象例のような行為は現在治まっているが、いつ起こるか分からないので、常に気を配っている。(パニック等の不安定行動を引き起こさないように常に環境配慮が行われ働きかけが継続されている場合等)</li> <li>対象例のような行為が毎日のようにあり、その都度制止等の対応を行う必要がある。</li> </ul>	<p>障害程度区分認定調査項目を参考記載 (7 行動障害関連項目)</p> <p><b>キ 同じ話をする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>絶えず独語、繰り返し</li> <li>口や物を使って周囲に不快な音を立てる</li> </ul> <p><b>コ 常時の徘徊</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動き回る、這い回るなど、周囲に理解し難い行動を取り続ける</li> </ul>
<p>ときどき支援が必要 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく、今現在は注意する程度である。</li> <li>服薬等で安定している。</li> <li>原因がわからないが、本人の機嫌や体調でパニックを起こすことがある。(この場合、その内容が相当程度の支援が必要な状態となるものであれば、毎日支援が必要とする。)</li> <li>ときどき左記対象例のような行為があるが、その都度声かけによる働きかけをすることでおさまることができる。</li> </ul>	<p><b>サ 落ち着き無し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設にいても「帰る」、家に居ても「帰る」と落ち着きが無い</li> <li>単に「帰りたい」と言う場合は除く</li> </ul> <p><b>シ 外出して戻れない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等で、独力で居室に戻れない場合も</li> </ul> <p><b>ス 一人で出たがる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制止に従わず出たがり、目離しできない</li> <li>出られないよう配慮していれば「なし」</li> </ul>
<p>支援の頻度が低い (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> <li>本人のこだわりによる上記対象例のような行為があるが、特に気を配る必要はない。</li> </ul>	<p><b>セ 収集癖</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に迷惑となるような収集状態</li> </ul> <p><b>テ ひどい物忘れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に支障が出るほどの物忘れ</li> </ul> <p><b>ト 強いこだわり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の考え、人、物などに固執し、日常生活に支障が出ている</li> </ul> <p><b>ナ 多動、行動停止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意に反すると多動や行動停止を招くなど</li> </ul> <p><b>ニ 不安定な行動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予定変更等で、パニックや泣き叫ぶなど</li> </ul>
<p>支援の必要がない (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全くそのような行為はない (過去にもなかった)。</li> </ul>	<p><b>ノ 興味等による行動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>興味や関心が優先し、他人に抱きつく、勝手に物を持ってくるなど</li> </ul> <p><b>ハ 通常と違う声を出す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制止されたときや、強い興味の物を見たときなどに奇声を発するなど</li> </ul> <p>頻度については、前出の項目の判断基準に準ずる</p>

V-5. 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動

【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに当該質問が不適切（不適応行動等がない）と判断できる場合

聴き取り不要

確認が困難な場合（重度障害者の場合及び障害児を想定）—家族に対して

「この一週間は何時ごろに床につかれましたか？ よく眠れていますか？

「夜中に目が覚めてあまり眠れていないなど、お気づきの点はありませんか？」

「今までに食事中や排泄時に適切でない行為で注意されたことはありますか？」

「食べられないものを口にするなどで注意されたことはありますか？」（幼児以外）

「どういった対応をしていますか？」

（生活のリズムについてお聞きします。）

「朝は何時ごろに起きて夜は何時ごろに寝ますか？ それは休みの日なども大きく崩れることなく安定していますか？」

「食事やトイレなどで家族の方等が困っている行動やくせ等がありますか？」

【対象例】

- ・ 日中なんとか起きているが、作業中はいねむりに近い等、明らかに活動に影響がでている。
- ・ 昼夜逆転が起こり、日中はボーッと活動できず、深夜起き出してうろうろする。
- ・ 全く寝ない状態や数時間おきの浅い眠りだけで活動量が減少しない等通常的生活リズムと大きくかけ離れた状態にある。
- ・ 何でも口に入れる傾向があり、コインや石、砂を口にいれてしまう。（特に児童）
- ・ 常に空腹状態にあり、部屋の中にあるものは、何でも食べてしまう。
- ・ 大便を失敗して便をこねたり、肛門に指を突っ込んで遊ぶ。
- ・ 廊下で大便をして、廊下の壁等に便をなすりつける。
- ・ ところかまわず、排泄行為を行う。
- ・ きまった便器でないと排泄ができず、他者が利用していると押しのける。
- ・ 不眠症の傾向がある。
- ・ 適切な食事に切り替えさせる必要がある程の、偏食、過食・拒食がある。
- ・ トイレの使用時に、便器以外のところをねらって放尿する。
- ・ 反芻をしながら食べる等の行為がある。
- ・ ごはんやおかず、みそ汁を全て一つの皿でごちゃ混ぜにしないと食べない等の行為がある。

V (行動障害)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

毎日支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前ページ対象例のような行為が現在あり、目を離すことができず、常に気を配っている。</li> <li>対象例のような行為は現在治まっているが、いつ起こるか分からないので、常に気を配っている。(睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動を引き起こさないように常に環境配慮が行われ働きかけが継続されている場合等)</li> <li>対象例のような行為が毎日のようにあり、その都度制止等の対応を行う必要がある。</li> </ul>	特記事項(必須分) 記載内容
ときどき支援が必要(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく、今現在は注意する程度である。</li> <li>服薬等で安定している。</li> <li>ときどき対象例のような行為があるが、その都度声かけによる働きかけをすることでおさまることができる。</li> </ul>	<p>障害程度区分認定調査項目を参考記載(7 行動障害関連項目)</p> <p><b>オ 昼夜逆転</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不眠、昼夜逆転が続く</li> <li>服薬によりコントロールされていれば「ない」</li> </ul> <p><b>ケ 介護に抵抗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明らかに抵抗し、介護に支障</li> <li>単に従わない場合は除く</li> </ul> <p><b>チ 不潔行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弄便(尿)行為</li> <li>単に不潔行為や排泄物で居室等が汚れているだけでは除く</li> </ul> <p><b>ツ 異食行動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食べられない物を口に入れる</li> <li>環境的に配慮されていれば「ない」</li> </ul> <p><b>フ 過食、反すう等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する行動障害</li> </ul>
支援の頻度が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象例のような行為が以前あったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> </ul>	<p>頻度については、前出の項目の判断基準に準ずる</p>
支援の必要がない(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全くそのような行為はない(過去にもなかった)。</li> </ul>	

VI-1. 医療処置、受診等（通院を含む）に関する援助

【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに当該項目に係る支援が必要（又は不要）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「病院や診療所で受診する際に困っていることはありますか？」

「家の中で医療行為が必要ですか？ どのように対応されていますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「お医者にはどんなときにかかっていますか？」

「次にお医者に行くのはいつですか？」

「誰かといっしょに行きますか？」

「お医者に行く時には一人でいけますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）—家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ 現在、通院していない場合には、通院が必要となった場合に支援が必要な状態であるかを判断する。

VI (その他)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

常に支援が必要 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工呼吸器をつけており、常に管理が必要である。</li> <li>・ 受診に関しては他者の同行が必要である。</li> <li>・ 気管カニューレなどで常に管理が必要である。</li> <li>・ 胃ろうやインシュリン注射等で常に管理が必要である。</li> <li>・ 受診そのものは一人で行けるが、自分の身体の状態を正確に伝えることが出来ず付き添いが必要。</li> </ul>	特記事項 (必須分) 記載内容
ときどき支援が必要 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ医は一人で行けるが、ときどき行く病院は一人で行くことができないので同行が必要。</li> <li>・ 急な発病の時には、どこに行ったらいいかわからないので同行が必要。</li> </ul>	<p>医療器具を装着している場合、医療行為等が必要な場合に該当にチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点滴管理</li> <li>・ 中心静脈栄養 (IVH)</li> <li>・ 透析</li> <li>・ ストーマ (人工肛門) 処置</li> <li>・ 酸素療法</li> <li>・ レスピレーター (人工呼吸器)</li> <li>・ 気管切開の処置</li> <li>・ 疼痛の看護</li> <li>・ 経管栄養</li> <li>・ モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和濃度等)</li> <li>・ じょくそうの処置</li> <li>・ カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)</li> <li>・ インシュリン注射</li> <li>・ 排便</li> <li>・ 浣腸</li> <li>・ 膀胱洗浄</li> <li>・ 吸入</li> <li>・ 吸引</li> </ul>
支援の頻度が低い (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療処置や受診で困ったことが以前はあったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> </ul>	
支援の必要がない (0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く何も困っていない。</li> </ul>	

VI－2．医師等の診断結果及び説明の理解

【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに当該項目に係る支援が必要（又は不要）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「医師の説明で分かりにくいことはありませんか？ それはどのような事でしたか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「お医者さんの言うことはきちんと聞いていますか？」

「誰かといっしょに行きますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

VI (その他)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

【事例等】

全面的な支援が必要(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害のため、説明を受けるときは、必ず通訳を必要とする。</li> <li>視覚障害のため、薬の処方箋を読むことができず、支援を必要とする。</li> <li>知的障害のため、説明の際に他者の同席を必要とする。</li> </ul> <p>※ 院外処方で、病院・診療所には一人で行けるが、薬局には困るという状態を含む。</p>	<p>特記事項 (必須分) 記載内容</p> <p><b>障害程度区分認定調査項目を参考記載</b> (6-4-イ言葉以外の説明手段を用いた説明の理解)</p> <p><b>イ 説明手段</b></p> <p>言葉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言葉のみで理解</li> <li>習慣化されていない事柄の説明に、ジェスチャー等を交えた場合も含む</li> </ul> <p>時々言葉以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>習慣化された事柄において、時々ジェスチャーや絵カード等を使用する必要あり</li> </ul> <p>常に言葉以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常に、ジェスチャーや絵カード等を使用する必要あり</li> </ul> <p>理解できない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応答はあっても理解しているか分からない状態</li> </ul>
部分的な支援が必要(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>筆談で説明をある程度理解できるが、詳しいところまでわからず、他者の説明が必要。</li> <li>知的障害のため簡単な内容なら理解できるが、詳しいところまでわからず、他者の説明が必要。</li> <li>いつもどおりの薬をもらったりする分には一人に対応でき、付き添いが望まれる際にのみ補助的に他者が同行している。</li> </ul>	
支援の必要性が低い(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明の理解で困ったことが以前はあったが、このところなく特に気を配る必要はない。</li> </ul>	
支援の必要性がない(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全く何も困っていない。</li> </ul>	



VI－3．健康管理

【聞き方等の例】

聴き取り時の状況から、明らかに当該項目に係る支援が必要（又は不要）と判断できる場合

聴き取り不要

確認を要する場合

「普段、健康には気をつけていますか？ 例えばどんな所に気をつけていますか？」

「最近、体調がすぐれないなどで悩んでいることはないですか？」

「食事に気をつけたり、簡単な運動を心がけたりしていますか？」

「アレルギーなどはありますか？」

「てんかん発作等で、毎日薬を飲む必要がありますか？」

（知的障害を有する場合等や障害児への直接聴き取りを行う場合で上記によりがたい場合）

「食事はきちんととっていますか？ どのくらい食べていますか？」

「体が疲れている時にはきちんと伝えられますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）－家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

## VI (その他)

複数の事例に該当する場合については、より支援の必要度が高いとされる事例について判断を行うこと

### 【事例等】

<p>毎 日 支 援 が 必 要 （ 3 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病で栄養管理の指導が毎日必要である。</li> <li>・ 食べようという意欲がなく、指示や声かけが毎日必要である。（拒食などのため、栄養管理をほぼ毎日必要とするようになった状態を含む。）</li> <li>・ アレルギー等があり、食事等には気を配る必要がある。</li> <li>・ てんかんや発作があるため、睡眠や服薬等で毎日の管理が必要。</li> <li>・ 精神不安・情緒不安等で、睡眠や服薬等で毎日の管理が必要。</li> <li>・ 心臓疾患等で日常生活上、厳しい行動制限がなされている。</li> <li>・ 生命に関わる栄養管理が必要。</li> <li>・ 頸髄損傷等で四六時中こまめな体温調節が必要。</li> </ul>
<p>と き ど き 支 援 が 必 要 （ 2 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほっておくと肥満になりやすいので、健康管理の必要がある。</li> <li>・ 体調を崩すとてんかん発作を起こしやすいため、疲れさせないようにしている。</li> <li>・ 肥満のため、食事制限または運動を時折している。</li> <li>・ 生理不順のため、定期的に医療機関にかかるまたは服薬をしている。</li> <li>・ 高血圧で塩分制限等の必要がある。</li> <li>・ 精神不安・情緒不安等で状態に応じて通院や服薬等の管理が必要。</li> <li>・ 心臓疾患等があるが、激しい運動を控える等の制限のみで日常生活が送れている。</li> <li>・ 生命に直接関わらない程度の栄養管理が必要。</li> </ul>
<p>支 援 の 頻 度 が 低 い （ 1 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康管理で困ったことが以前はあったが、このところなく特に気を配る必要はない。（例：花粉症などの場合（ただし、相当重度の場合を除く。））</li> <li>・ 便秘ぎみのため、食事に気をつけている。</li> <li>・ 体温調節ができにくいため、注意が必要。</li> <li>・ かぜをひきやすい。（体調をくずしやすい。）</li> </ul>
<p>支 援 の 必 要 が な い （ 0 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く何も困っていない。</li> </ul>

## VI（その他）

### VI－4．その他特記事項

#### 【聞き方等の例】

「例えば身体機能の訓練やリハビリで悩みや希望はありますか？」

「例えば仕事につくとか、何かの仕事をしたいとかで悩みや希望はありますか？」

「お住まいの家や近くと人との関係で悩みや希望はありますか？」

「最近ではどこかに出かけましたか？ または出かけることを諦めたことはありますか？」

「生活全般で、お金以外のことで何か困っていることや悩みはありますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

※ VI－4において、該当する項目があれば「1：あり」でチェック

## VI（その他）

### Ⅶ－１．既往症・現病歴・受診状況等

#### 【聞き方等の例】

「これまで、大きな病気をしたことがありますか？ どんな病気ですか？」

「大きな病気ではなくても、具合が悪くなったことはありますか？」

「どこか調子悪いところがありますか？ どんな具合ですか？」

「どこかへ通院していますか？」

「てんかん発作がありますか？ どれくらいの頻度ですか？ 自分で発作の前兆はわかりますか？ 起こった場合はどのような対処が必要ですか？」

「現在治療中の病気はありますか？ どこで治療を受けていますか？」

「最近入院や手術をした等のことはありませんか？」

「てんかんやけいれん等の発作はありますか？ どれくらいの頻度で起こって、1回あたり何分くらい続きますか？」

「対処方法はどのようにされていますか？ 自分で発作の前兆はわかりますか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。

#### 【特記事項（必須）】

・じょくそう等の状態

じょくそう（床ずれ）【 具体的に部位、状態と、処置の必要性を記載 】

皮膚疾患【 具体的に部位、状態と、処置の必要性を記載 】

## VII（その他の心身の状況）

### VII－2．その他の心身の状況

#### 【聞き方等の例】

「どこか調子悪いところがありますか？ どんな具合ですか？」  
「入院の必要はないですか？ 受診の必要はないですか？」  
「現在治療中の病気はありますか？ どこで治療を受けていますか？」  
「その病気の治療に手術や入院は必要ですか？」

本人への聴き取りによる確認が困難な場合（重度障害者・障害児等の場合を想定）一家族に対して

上記確認を家族に対して行う。